

第二次南風原町地域福祉推進計画

(第二次南風原町地域福祉計画・第五次南風原町地域福祉活動計画)

ちむぐくるプラン

(案)

南 風 原 町
南風原町社会福祉協議会
平成31年4月

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の目的	3
4 計画の対象	3
5 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定と計画の名称	4
6 計画の位置づけ	5
7 策定において留意する事項	6
8 計画の期間	10
9 計画の策定体制	10

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	15
2 基本目標	16
3 施策項目の再編等について	17
4 施策の体系	20
5 福祉圏域の設定	24
6 重視する点（取り組みや考え方）	27

第3章 第2次計画の取り組み

基本目標1 共に支え合えるまちづくり	29
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり	42
基本目標3 安全・安心な人にやさしいまちづくり	53

第4章 計画の推進のために

1 計画推進の視点	59
2 計画の普及・啓発	60
3 協働による計画の推進	60
4 計画の進行管理	61

【資料編】

用語の解説	63
-------	----

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

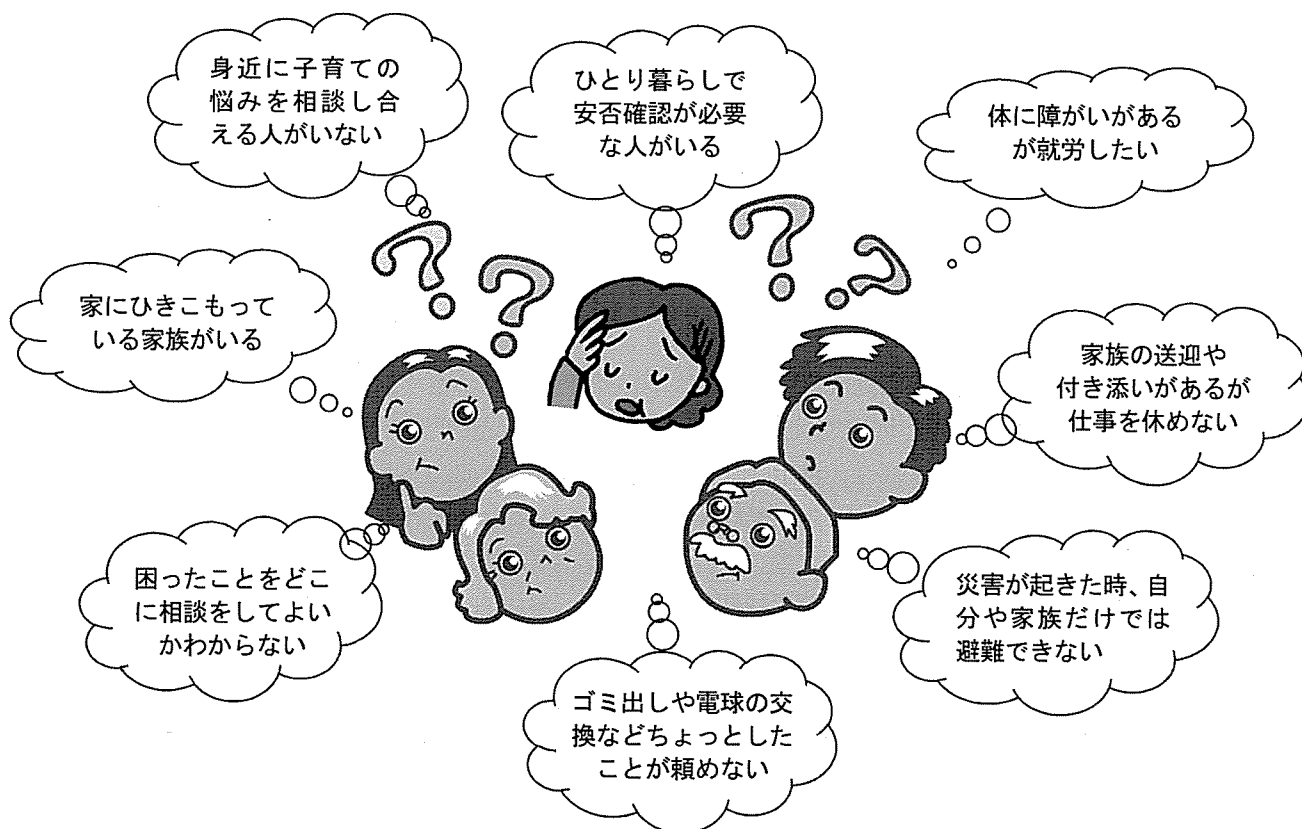
「地域福祉」とは、年齢や性の違い、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしくいきいきと安心して暮らせるように、『共に生き、支え合う地域づくり』をみんなで進めていくことです。地域の支え合いによる福祉といってもいいでしょう。

地域には、いろいろな「困った」を抱えた人々が生活しています。しかし、公的な福祉サービスだけでは全ての「困った」に対応することは難しく、地域の手助けが必要とされる課題が多くあります。

人と人の絆が失われつつあると言われて久しくなりますが『共に生き、支え合う地域づくり』のためには、「地域の人は地域で支える」との考え方のもと、地域に住む一人ひとりが人と人のつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や活動を、新たにつくりあげていく必要があります。

また、地域住民と行政や福祉団体、福祉事業者、NPO、企業等地域のあらゆる主体が連携・協力しながら、地域の福祉力を高めていくことも必要です。

地域にはいろいろな「困った」を抱えた人が生活しています。



2 計画策定の背景

(これまでの福祉)

我が国のこれまでの福祉は、高齢者、障がい者、児童など対象者ごとに、行政を中心とした公的制度による一律的なサービス提供という形で進められてきました。

しかし、少子高齢化や核家族化が進む中で、高齢者の孤独死、老々介護、虐待、生活困窮、子育てに関わる不安や負担、災害時の不安など、様々な生活上の課題が増えています。また、ひとり暮らしの高齢者や障がい者などで日常生活上のちょっとした「困りごと」を抱える人も増えています。

(行政中心の支援だけでは救えないことも)

こうした課題は多様化・重複化する傾向にあります。核家族やひとり暮らしなどの少人数世帯の増加により、家庭における課題解決の力は弱まっています。また、個人の生活様式や価値観の多様化に伴い、人と人のつながりが希薄化し、地域の「助け合い」も低下しています。このような課題は、行政中心の福祉の枠組みで応えることが難しく、とりわけ、制度外や制度の狭間にある福祉ニーズの充足には、公的サービスとともに、地域の人々の支え合いが重要となります。

(新たな法制度、考え方の展開)

このような中で、国では、平成 27 年 4 月より「生活困窮者自立支援法」を施行し、生活保護の対象にならない生活困窮者に対する支援策を講じました。さらには、平成 28 年 10 月から「地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域強化検討会）」を開催し、12 月にはその中間とりまとめとして『我が事・丸ごと』の地域づくり」が打ち出されました。この中では、他人事を「我が事」として捉える意識の醸成や、市町村における包括的な相談支援体制について示されています（平成 29 年 9 月 12 日には最終とりまとめが示されている）。

(包括的支援の具現化へ向けて)

この「包括的な支援」を推進するために、平成 30 年 4 月 1 日「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険法のほか社会福祉法も一部が改正され、市町村における包括的な支援体制の整備などが新たに掲げられました。市町村では、行政を中心として、縦割りのサービス等支援ではなく、分野を超え横断的に関わりながらきめ細かな支援を実現していくための体制づくりが求められています。

(南風原町では・・・)

町では、近年、津嘉山地区を中心とした転入による人口増が著しくなっています。特に、アパート世帯が増えるとともに、若い世代、子育て世代が多く流入しています。昔から町内に住んでいる方が多い地域と、転入者が多い地域では地域活動への参加状況に差が見られ、若い世代が多い地域では地域参加率が低くなっています。自治会加入率も平成 25 年の 53.2%から 29 年度には 44.8%に下がっている状況であり、字・自治会では魅力ある地域づくりに力を入れています。様々な価値観を持つ人が暮らす中で、組織にとらわれることを拒む方々も見られます。

このような中で、町と町社協は関係機関等と連携し、平成 26 年 3 月策定の「第一次南風原町地域福祉推進計画」に基づきながら、地域福祉の推進を図ってきました。このたびは、包括的な支援体制づくりや地域のつながり・支え合いの意識醸成、つながりの機会づくりを念頭に置きながら、第一次計画の取り組み状況を点検し、「ちむぐくで笑顔あふれる福祉のまち」を実現するための新たな展開を掲げるため、第 2 次計画を策定しました。

3 計画の目的

本町においては、これまで高齢者や障がい者に対する福祉サービスの拡充、子育て支援の充実、住民の健康づくりなど、地域における保健福祉の充実に努めてきました。

しかしながら、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、核家族世帯が増加する中で、高齢者や障がい者の見守り・生活支援、子育ての孤立化、虐待、引きこもり、災害時における要援護者の避難支援など様々な課題がみられます。こうした課題に対し、公的支援だけでは解決が難しい状況が増えています。

このような状況を踏まえ、本町におけるこれからの福祉施策の展開にあたっては、個々の福祉課題にきめ細かく対応していけるよう、公と民の取り組みを一体的に捉え、地域をあげた福祉の総合的・効果的な推進を図る必要があります。

本計画は、『共生社会の実現 ～共に生き、支え合う地域づくり～』を推進する上で、住民参加を基本に行政をはじめとする地域に関わる全ての関係機関・団体及び事業所等が、お互いに力を合わせる関係をつくり、市・自治会を基礎としながら「地域の共助」、「公的な福祉サービス」が協働した「地域ぐるみの福祉」を推進するために策定します。

4 計画の対象

この計画は、年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関わりなく、誰もがその人らしく自立し、いつまでも安心して暮らしていける地域づくりを目指す計画であり、本町に暮らす全ての人々が対象となります。

また、地域福祉の担い手としては、地域住民をはじめ、地域の関係機関、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、各種団体、ボランティア、事業所、学校、企業、社会福祉法人など、地域に所属する全ての人や組織等が対象となります。

5 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定と計画の名称

「地域福祉計画」は、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための行政計画であり、住民参加によって策定する計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として、相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

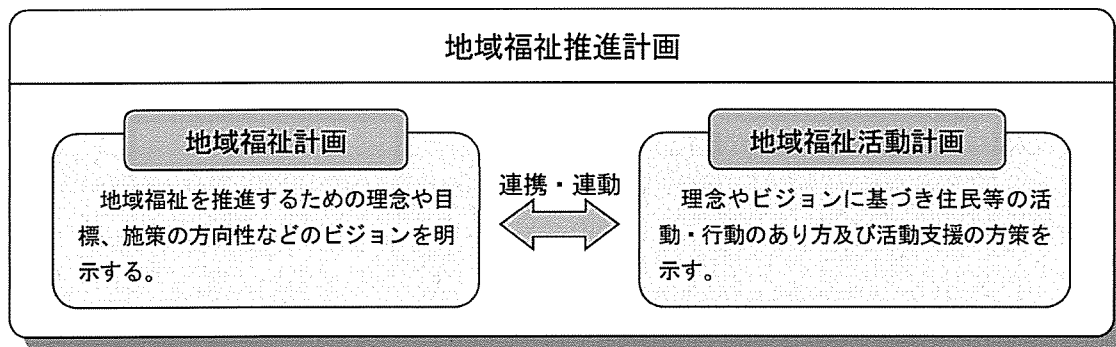
「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに住民等の参加を得て、地域福祉の推進を目指すものであり、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題や地域の支え合いの仕組みづくりなどの内容を共有します。また、それぞれの計画の実現を支援するための施策を盛り込むなど、相互に連携・補完し合う関係にあります。（地域福祉を推進する車の両輪のような関係にある）

このため、本町における地域福祉の推進を図る上で、住民参加の促進と総合的かつ効果的な施策を推進していくには、行政レベルの施策と民間レベルの活動・行動がより密接に連動した取り組みが重要であることから、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

また、両計画を一体的に策定した計画の名称を「地域福祉推進計画」とします。

一体的策定における両計画の関係について、「地域福祉計画」では地域福祉を推進するための理念やビジョンを明示し、それを実行するための地域住民等の活動・行動のあり方及び活動等への支援のあり方を示すのが「地域福祉活動計画」となります。

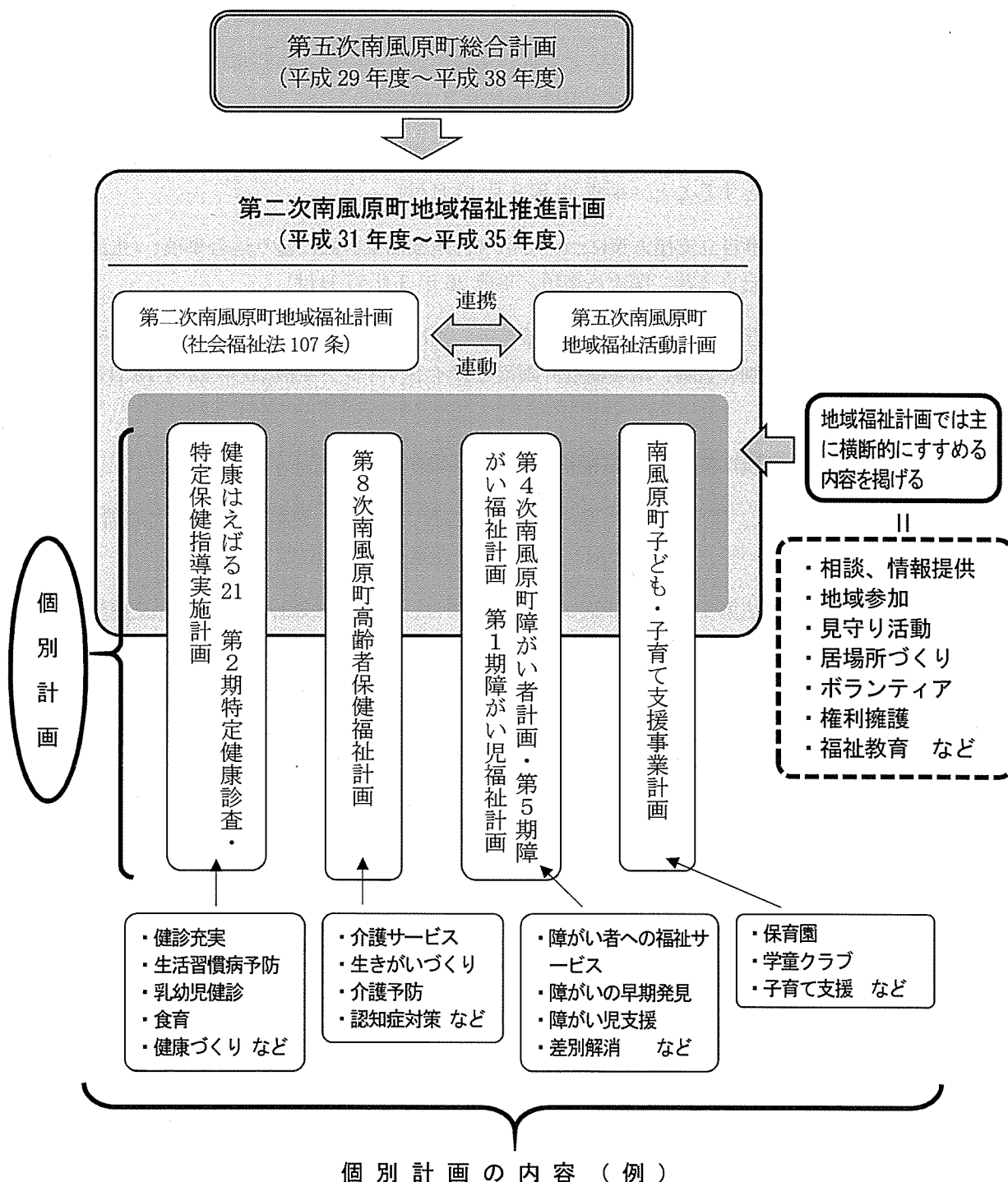
○地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



6 計画の位置づけ

○本計画は、「第五次南風原町総合計画」を上位計画とし、総合計画における基本構想に即した、地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示す計画です。

○本計画は、高齢者、障がい者、児童、健康づくり及びその他関連する個別計画の施策を、円滑かつ効果的に推進していくための共通基盤の整備や福祉サービスの質的向上、公私協働のシステムづくりなど、包括的な支援を推進するための計画です。そのため、これらの計画との連携を図り、整合性を保ちます。



7 策定において留意する事項

(1) 国の法制度や指針、通知等に基づいた策定

地域福祉計画の策定にあたっては、社会福祉法の第107条や国の指針で定める「地域福祉推進の理念」、「基本目標」及び「計画に盛り込むべき事項」に基づくとともに、地域の実情や特性を踏まえ、地域の福祉力の向上と地域課題の解決に向けた計画策定を行っています。

【国からの過去の通知等】

- ① 「計画策定指針の在り方について」(平成 14 年 4 月 1 日付通知より)
- ② 「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」(要援護者の把握や見守り等に関する事項／平成 19 年 8 月 10 日付)
- ③ 「高齢者等の孤立の防止について」(高齢者の孤立防止や所在不明問題を踏まえた取り組み内容とすること／平成 22 年 8 月 13 日付)
- ④ 「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」(生活困窮者の把握や自立支援に関する事項／平成 26 年 3 月 27 日付)
- ⑤ 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(社会福祉法の改正や包括的な支援体制の整備、地域福祉計画策定ガイドライン／平成 29 年 12 月 15 日付)

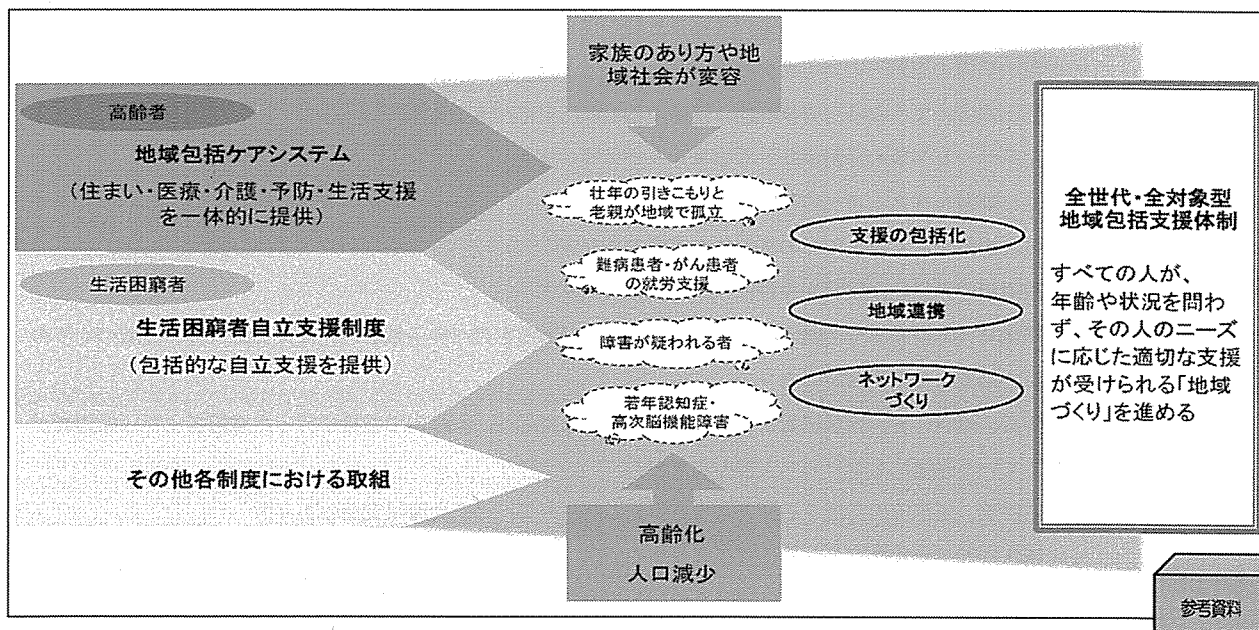
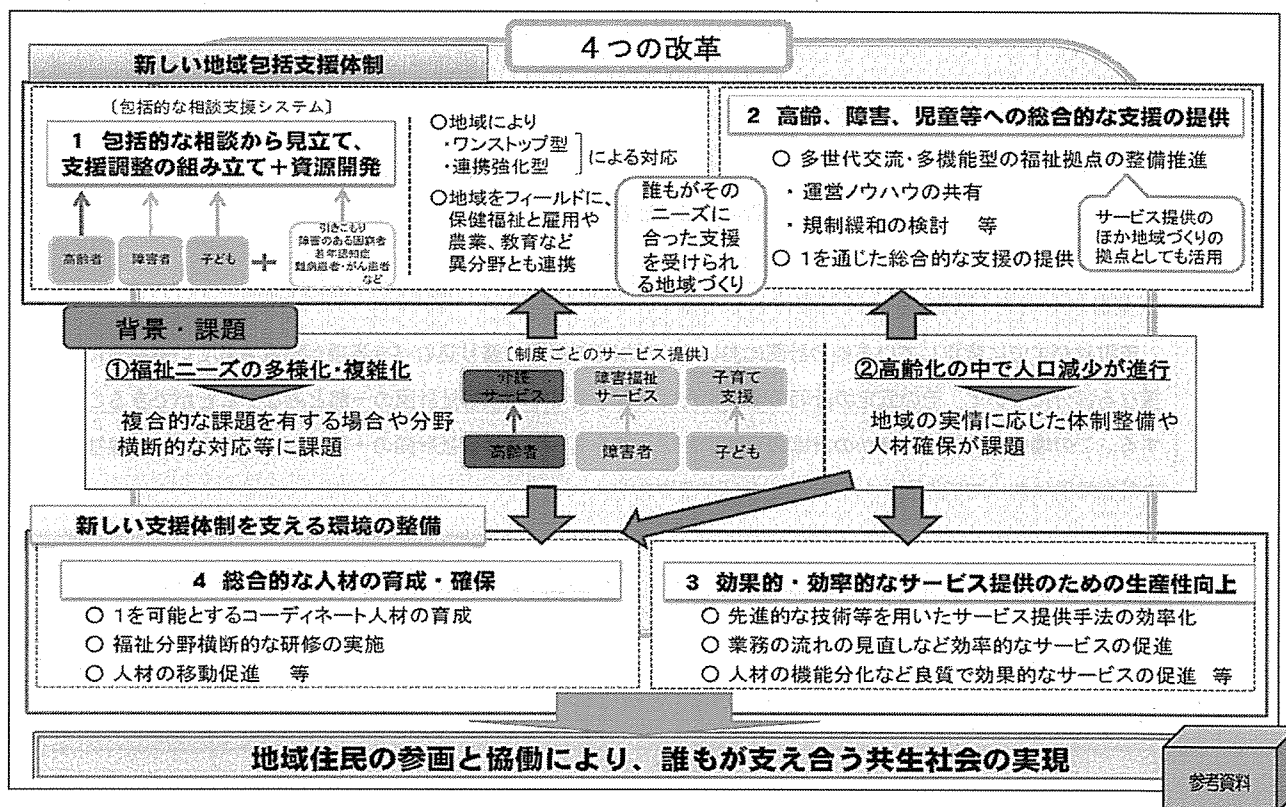
(2) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進（「我が事・丸ごと」）について

○上記(1)⑤の通知は、平成 30 年 4 月の社会福祉法改正を前に、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について、具体的な取り組み内容や留意点等が示されています。

○改正後の社会福祉法第 106 条の 3 第 2 項の規定では、市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針が告示されました。人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、地域を共に創っていくことが、地域共生社会の実現のために求められています。

○地域福祉の推進においては、これまでも「地域のつながり・支え合い」の精神に基づきながら、ボランティア活動や地域行事、見守り活動などが進められてきましたが、人と人のつながりを広げ、強化していくことはもちろんのこと、行政内の各課が横断的につながり支援ネットワークを広げるほか、社協、各種団体、字・自治会、サービス事業所、町内企業、社会福祉法人などのネットワークも強化し、「包括的に」取り組みを行っていくことが重要となります。

【「我が事・丸ごと」による新しい地域包括支援体制に関するイメージ図】



(3) 地域福祉計画策定ガイドライン

○社会福祉法改正を受けて、国では「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」を示しました（地域福祉計画への記載事項の追加等を踏まえて改定）。本計画策定においては、このガイドラインに基づくとともに、南風原町の実情、各種個別計画（関連計画）、新たに盛り込む項目等について検討・整理しながら、計画づくりを行いました。

※ただし、町が策定する他計画において盛り込むべき事項が記載されている場合等は、以下の考え方にに基づき、項目の整理しています。

【国の地域福祉計画策定ガイドラインより】

市町村がすでに策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、ほかの計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

【地域福祉計画に盛り込むべき事項について 一策定ガイドラインより一】

1. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

（以下は、共通して取り組むべき事項の例）

- ア) 様々な課題を抱えるものの就労や活動の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携
（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）
- イ) 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ロ) 制度の狭間の課題への対応のあり方
- エ) 生活困窮者のような各分野横断的に関係するものに対応できる体制
- オ) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ) 居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方
- キ) 就労に困難を抱えるものへの横断的な支援のあり方
- ク) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ケ) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安があるものへの金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
- コ) 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った擁護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- サ) 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をしたもの等への社会復帰支援のあり方
- シ) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進

リ) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制 ル) 全庁的な体制整備
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
ア) 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 イ) 支援が必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ロ) サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保 ハ) 利用者の権利擁護 ニ) 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
・(例) 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 ・(例) 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
ア) 地域住民、ボランティア団体、NPO等の活動への支援 イ) 住民等による問題関心の共有化の動機づけと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 ロ) 地域福祉を推進する人材の養成
5. 包括的な支援体制の整備に関する事項
ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行うものに対する支援 イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ロ) 地域住民等に対する研修の実施 イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 ロ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 ハ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築 ウ 多機関の協働による市町村に置ける包括的な相談支援体制の構築 ア) 支援関係機関によるチーム支援 イ) 協働の中核を担う機能 ロ) 支援に関する協議及び検討の場 ハ) 支援を必要とするものの早期把握 ニ) 地域住民等との連携

8 計画の期間

本計画の期間は、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 か年計画とします。

なお、今後の社会情勢の変化や関連法制度の動向などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

○計画の期間

	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度～
第二次南風原町 地域福祉推進計画						
					見直し	

9 計画の策定体制

(1) 計画策定のための組織体制

本計画の策定にあたっては、町(こども課)と社会福祉協議会が連携、協働して事務局を運営しました。また、計画の検討や審議等を行うための組織として、「地域福祉計画策定作業部会」、「地域福祉計画策定検討委員会」、「地域福祉計画策定委員会」を設置しています。

1) 地域福祉計画策定作業部会

町関係課の班長クラス、社会福祉協議会の担当で構成し、計画素案の検討及び各課が管轄する分野別計画との調整を図ります。

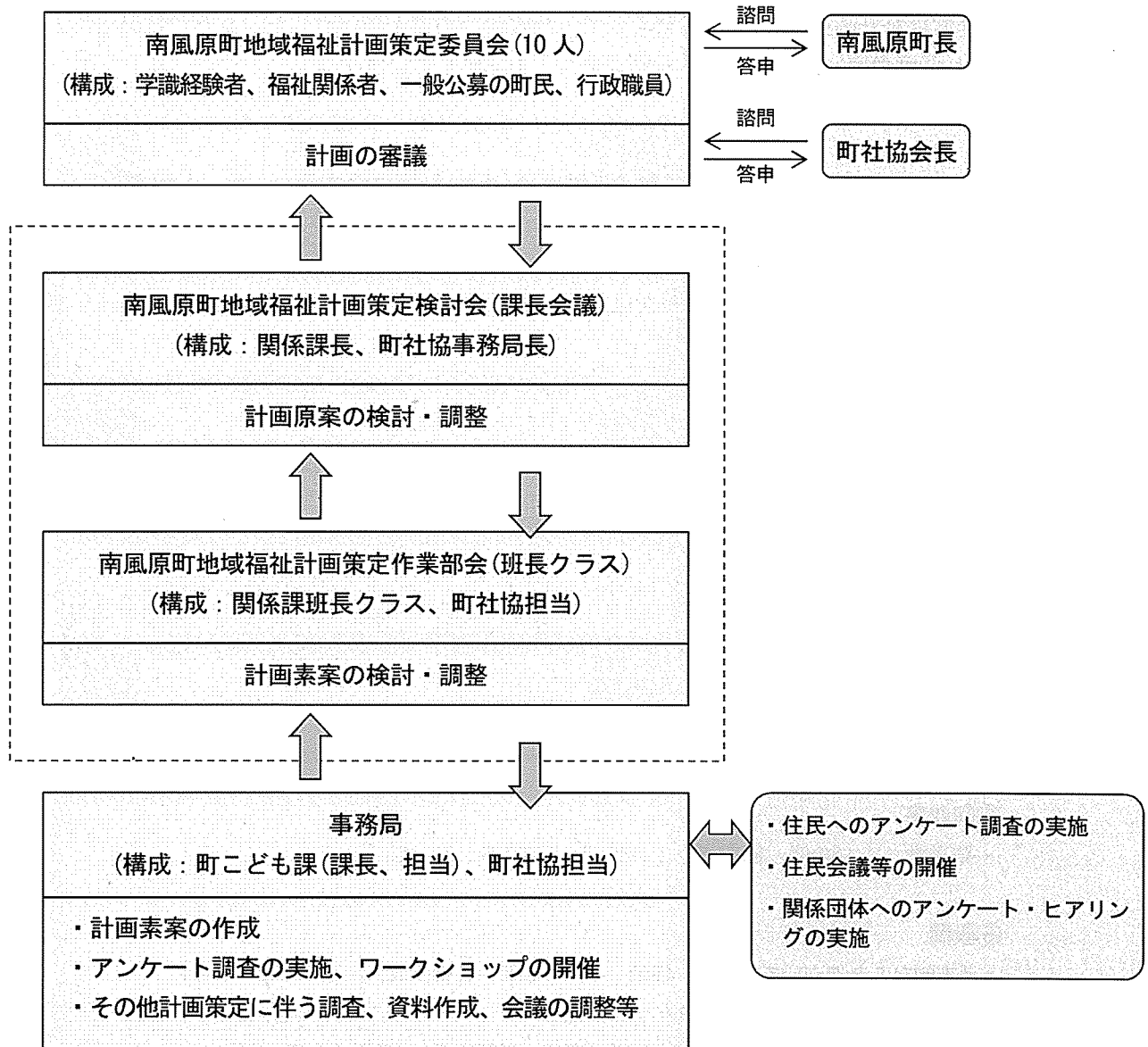
2) 地域福祉計画策定検討会

関係課長、社会福祉協議会事務局長で構成し、計画原案の検討及び関係課間の総合的な調整を図ります。

3) 地域福祉計画策定委員会

学識経験者、福祉関係者、公募による住民等で構成され、町長及び社会福祉協議会長より諮問を受け、計画の審議と答申を行います。

地域福祉計画策定のための組織体制図



(2) 計画策定のための住民参画について

本計画は、住民の参画による策定を基本としています。広く住民の意見を反映させるために、住民アンケート調査、住民会議での声の収集、関係団体へのアンケート・ヒアリング調査、及び「地域福祉計画策定委員会」委員として一般町民の公募を行いました。また、町のホームページより計画素案に対するパブリックコメントを実施しています。

1) 住民アンケート調査（南風原町の地域福祉（活動）計画に関するアンケート調査）

①調査の目的

- ・第2次計画を策定するに当たり、町民の地域福祉に関する意識や地域活動等への参加状況、地域福祉推進における課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として町民意識調査を実施しました。

②調査の対象者

- ・本調査の対象者は、町内在住の20歳以上とし、町の住民基本台帳より3,100人を無作為に抽出。（平成30年6月5日時点）

③調査方法

- ・郵送による配布・回収

④調査期間

- ・平成30年6月28日～平成30年7月18日

⑤回収率

- ・発送数：3,100件 回収数：1,035件 回収率：33.4%

⑥設問

- ・基本的なことについて（地区、性別、年齢、職業、世帯構成、住宅の種類 など）
- ・地域との関わりについて（居住年数、自治会への加入、住みごころ、近所付き合い、孤立 など）
- ・困っていることや相談について（生活の不安、相談相手 など）
- ・福祉への関心と情報について（地域の福祉情報の入手方法、広報紙等について など）
- ・ボランティアについて（ボランティア活動への参加状況、理由、参加意向 など）
- ・福祉サービスの利用について（不都合や不満の有無、内容 など）
- ・地域福祉の推進について（地域福祉を実現していく上での問題点、学びの機会の参加の有無、参加したい内容、福祉の充実で必要なこと）
- ・地域福祉に関連する用語について（社会福祉協議会、民生委員・児童委員の周知状況 など）

2) 住民会議

- ・ちむぐるプラン(町地域福祉推進計画)住民会議を開催し、地域福祉に関する「学びの場」の提供を行いました。また、毎回、会の終了後に参加者からの意見を提出してもらい、施策検討の資料としています。

回数	日程	内容	場所	参加人数
第1回目	6月7日(木)	南風原町地域福祉計画の説明と流れ	19時／役場庁議室	44人
第2回目	6月20日(水)	民生委員と地域福祉	19時／役場庁議室	27人
第3回目	7月12日(木)	字・自治会の活性化と地域福祉活動	19時／役場庁議室	34人
第4回目	7月26日(木)	安心生活と権利擁護	19時／役場庁議室	25人
第5回目	8月16日(木)	福祉教育とボランティア推進	19時／役場庁議室	24人
第6回目	8月20日(月)	特別講演「沖縄の夜のまち 現実と向き合う」 講師：上間陽子教授(琉球大学)	南風原町立中央公民館 黄金ホール 14時～16時	210人
第7回目	8月29日(水)	障がい者の雇用と社会参加	19時／役場庁議室	28人
第8回目	9月6日(木)	子どもの孤立と居場所づくり ～報告「子ども元気ROOM」と「放課後ルーム」～	19時／役場庁議室	24人
第9回目	9月20日(木)	小学生からの性教育 ～自分を大切にすることを学ぶために～	19時／役場庁議室	49人
第10回目	9月23日(日)	講演会「社会的孤立対策について」 講師：勝部麗子氏(豊中市社協)	ちむぐる館	100人
第11回目	10月12日(金)	特別講演「沖縄にふさわしい交通まちづくりを考える」～フランスの事例を参考として～ 講師：ヴァンソン藤井由実	南風原町立中央公民館 黄金ホール 14時～16時	180人

3) 自治会・民生委員の声の把握

- ・地域福祉の推進において重要な担い手である字・自治会区長や民生委員・児童委員の声を把握するため、小アンケートを行いました。

実施時期：平成30年9月上旬～中旬

調査用紙の回収数：自治会・・・14件 民生委員・・・13件

<設問>

- ・地域活動での困りごと
- ・地域の支え合い、つながりづくりなど地域福祉の向上のために必要と思うこと
- ・地域福祉推進のための要望や提案など

4) 区長ヒアリング

- ・地域福祉計画における圏域設定についての意見を伺うため、字・自治会の区長を対象としたヒアリングを行いました。

日時：平成30年9月3日(月) 16時20分～17時00分

場所：南風原町役場3階 庁議室

参加区長：6名

5) 策定委員の公募状況

- ・応募は2名

6) パブリックコメント

- ・実施期間：平成30年11月7日（水）～11月12日（月）
- ・意見数：0件
- ・アクセス数：55件

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

ちむぐくるで笑顔あふれる 福祉のまち南風原

●南風原町では...

全国的に自治会の加入率が低下し、地域のつながりが希薄していると言われていた中、南風原町の自治会加入率は44.8% (H29) で、5年前の53.2%より減少しています。この背景には区画整備によるアパート世帯（若い世代）の急増があり、日頃仕事や子育てで忙しい子育て世代を中心とした自治会活動・地域活動への不参加傾向が大きく影響しています。

●地域の「つながり」への意識は...

住民へのアンケート調査を見ると、地域活動への参加率が3割程度にとどまっている反面、地域の支え合いに期待することとして「災害時の助け合い」や「地域の見回りなど防犯」を挙げる声が半数程度あり、地域での「つながり」を必要と感じている人が少なくないことがわかります。

●地域の「支え合い」に安心し、笑顔に...

地域住民の支え合いによる防災・防犯対策や地域の見守り活動・声かけなどは、行政による支援では手の届かない小地域の困りごとにとって不可欠です。こういった住民のつながりが、地域生活に安心感を与え、支えられる人が笑顔になるのはもちろんのこと、支える側の笑顔にもつながります。

●そして、次代への「つながり」...

地域に暮らす住民同士が、他人の困りごとを「我が事」と思い、ちむぐくるの心を大切にする人が増えていくことで、南風原町内に「ちむぐくる」の精神が当たり前のこととして浸透し、支え合いの輪が、若い世代や子育てで忙しい世代を含めたすべての世代、さらに、次代を担う子どもたちにもつながり、笑顔あふれる福祉のまちとなることを目指します。

■「ちむぐくる」とは

沖縄の方言で「人の心に宿る、より深い思い」を指すと言われていますが、人によって解釈が多少異なります。本計画では、「思いやり、優しさ、助け合いの精神、他者の苦しみを共有することのできる心」などを表す言葉として使います。

2 基本目標

- ・計画では、以下の3つの目標を掲げ、地域福祉の向上を目指します。

基本目標1：共に支え合えるまちづくり

小地域における住民支え合いが広がっていくように、一人ひとりの福祉意識を高めるほか、地域福祉の取り組みを支えていく体制づくりが必要となります。

宇・自治会を中心とした地域福祉への住民参加の仕組みづくりを進めるとともに、福祉意識の高揚、ボランティア活動の推進、関係団体の活動を支援するなど住民による地域福祉活動の一層の推進に取り組み、共に生きるまち、「共生社会の実現」を目指します。

基本目標2：自分らしく自立して暮らせるまちづくり

尊厳を保ち、いつまでも自分らしく自立した生活を送ることは、誰もが望むものです。そのためには必要な人に必要な支援が届くことが重要となります。

支援を必要とする人が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、自らサービスを選択できるよう保健・福祉・医療等に関する情報提供の充実を図ります。また、利用者本位のサービス利用となるよう、サービスの量的整備や質の向上などの取り組みを進めるほか、生活困窮世帯等への支援、子どもの孤立対策、権利擁護等の充実に取り組みます。

さらに、包括的支援の視点に立ち、支援が縦割りのサービス提供にとどまらず、横断的につながり、多面的に対応できる体制構築を目指します。

基本目標3：安全・安心な人にやさしいまちづくり

地域で安心していつまでも暮らし続けていくには、地域の生活環境を整えていく必要があります。住民アンケートでは地域防災や地域防犯が地域の安心した生活のために必要という声も多くあります。こういった面での地域のつながりや組織の強化、支援体制の構築を図ります。

また、現代の車社会において、高齢者や障がい者、学生など移動・交通手段で支援を必要とする人への対策も推進します。

3 施策項目の再編等について

○第二次計画では、第一次計画で掲げた施策項目を見直し、削除、統合、追加などにより再編を行っています。特に以下の点について考慮し、再編しています。

(1) 第1次計画に掲げられていた施策項目の削除について

○第1次計画に掲げる施策項目の中には、総合計画や各種個別計画に掲げられているものも含まれています。これらは、地域福祉に関連する施策ではありますが、個別具体的に示されている別計画があるため、その施策項目は第2次計画より削除し、個別計画で対応することとしました。

○国の策定ガイドラインにも以下のように示されています。

※市町村がすでに策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、ほかの計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

○また、バリアフリー等、法制度で実施が義務付けられているもの、交通安全運動のように毎年全国運動として取り組まれているものについても今回の計画から削除しています。

削除(再編)した項目一覧

前回の項目名	備考
基本目標1 共に支え合えるまちづくり (1)豊かなコミュニティの基盤づくり推進 (2)字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進	基本目標1 共に支え合えるまちづくり (1)地域福祉活動の推進 (2)地域福祉の組織体制強化 (3)地域のつながりの向上、強化 の3項目に再編
基本目標1 共に支え合えるまちづくり (3)福祉意識の高揚 ③男女共同参画の推進 ④人権教育・啓発の推進	男女共同参画や人権教育については、個別計画に具体的に示されているため削除
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (6)生きがいづくり推進	基本目標1 (3)①㍑に統合(居場所づくりの推進)
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり (7)健康づくり推進	福祉サービスの項目と合わせ、保健福祉サービスとして統合した施策 特定健診等は個別計画に具体的に示されているため削除
基本目標3 安心・安全な人にやさしいまちづくり (1)快適で利用しやすい施設、住環境の整備推進	バリアフリーの関係は、法制度で義務化されているため、施策から削除
基本目標3 安心・安全な人にやさしいまちづくり (2)交通安全対策の推進	毎年、全国市町村で共通して取り組まれている対策のため、施策から削除

(2) 新しい項目の追加

○第一次計画策定以降に国から示された通知や策定ガイドラインに基づくとともに町の状況を踏まえ、新しい考え方を盛り込んでいます。

①地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進（「我が事・丸ごと」）（必須）

○国では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を掲げており、社会福祉法の改正内容を反映した市町村地域福祉計画の策定が求められている。既に、市町村介護保険事業計画(平成 29 年度策定予定)の策定指針にも、この考え方が組み込まれたほか、障害福祉計画策定指針では、「精神障がい者も含めた地域包括ケアシステムの構築」について示されています。先行して個別計画の中で「包括的」という考え方が示されてきましたが、根幹となる地域福祉計画においても、国の通知および平成 30 年 4 月の社会福祉法の改正に基づき、これらを総体とする「我が事・丸ごと」の理念を考慮した策定を行っています。(例：包括的相談支援など)

※「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進：「我が事」＝隣近所のことを「我が事」として捉え、支え合いを行おうという考え方。「丸ごと」＝高齢者、児童、障がい者等の縦割りで相談や支援を行うのではなく、各部署や関係者が横断的に連携して対応を行うという考え方。

②生活困窮世帯の自立支援策（必須）

○近年は、生活保護や生活福祉資金貸付などの制度の対象とならない“制度の狭間”にある生活困窮世帯が増加・深刻化するなかで、平成 27 年 4 月より生活困窮者自立支援法を施行し、生活困窮者の把握や相談、就労支援など自立支援のサポート体制が敷かれました。地域福祉計画にも自立支援方策を盛り込むことが国から示されています。「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」(生活困窮者の把握や自立支援に関する事項/平成 26 年 3 月 27 日付)

○生活困窮世帯の自立支援に関する町の取り組みについて、すでに実施しているもの、今後実施が必要となるもの等を盛り込んでいます。

③子どもの貧困に関する対策（必須）

○沖縄県においては、生活困窮世帯の子どもは3割に上るなど、全国よりも高いことが報告されている。生活困窮家庭では、その子どももまた貧困に陥ってしまうことが少なくありません。貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの貧困対策（孤立対策）も計画で掲げています。

④社会福祉法人の地域における公益的な取り組み促進（地域貢献）

○平成 28 年 3 月 31 日に改正社会福祉法が成立し、社会福祉事業を行う社会福祉法人による地域における公益的な取り組みが義務付けられました。社会福祉法人による貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援など)の促進及び社会福祉法人の連携等の支援などについて掲げ、地域の社会資源として地域福祉の一翼を担っていただけるように盛り込んでいます。

⑤子ども家庭総合支援拠点の設置【母子保健包括支援センター(子育て世代包括支援センター)含む】

○平成30年5月に東京都目黒区で発生した5歳(当時)女児が虐待を受けて亡くなった児童虐待事案も受け、増加する児童虐待に対応するため、6月15日に「児童虐待防止対策に関する関係関係会議」が開催された。この会議において、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう緊急に対策を講じることとされ、これを受けて「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係関係会議決定。以下「緊急総合対策」という。)が決定した。

○緊急総合対策において、児童虐待防止対策と生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援の緊密な連携について言及されたことを踏まえ、教育委員会や関係機関との連携の下、町としての方策を整備していきます。

新しい項目一覧(主なもの)

項目名		
基本目標1 共に支え合えるまちづくり	(1)地域福祉活動の推進	⑥町内社会福祉法人が行う地域公益事業への連携と支援 (社協の取り組みとして掲載)
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり	(1)相談支援の充実	②包括的な相談支援体制の構築
	(3)保健福祉サービスの向上	③包括的なサービス提供の体制構築
	(4)生活困窮世帯支援・孤立対策等の推進	④子どもの貧困・孤立対策の推進
	(5)権利擁護の充実	⑤自殺予防対策の推進
基本目標3 安全・安心な人にやさしいまちづくり	(3)移動・交通環境の充実	③「地域共生社会」についての啓発、広報の推進
		①移動支援の推進 ②地域共助による移動手段の確保

(3)計画の点検・評価しやすさの重視

○第一次計画の各施策は、一項目の中に複数の事業・施策が盛り込まれていたり、推進内容が大枠で示されているためにどの事業で評価すべきかがわかりにくい項目が見られました。

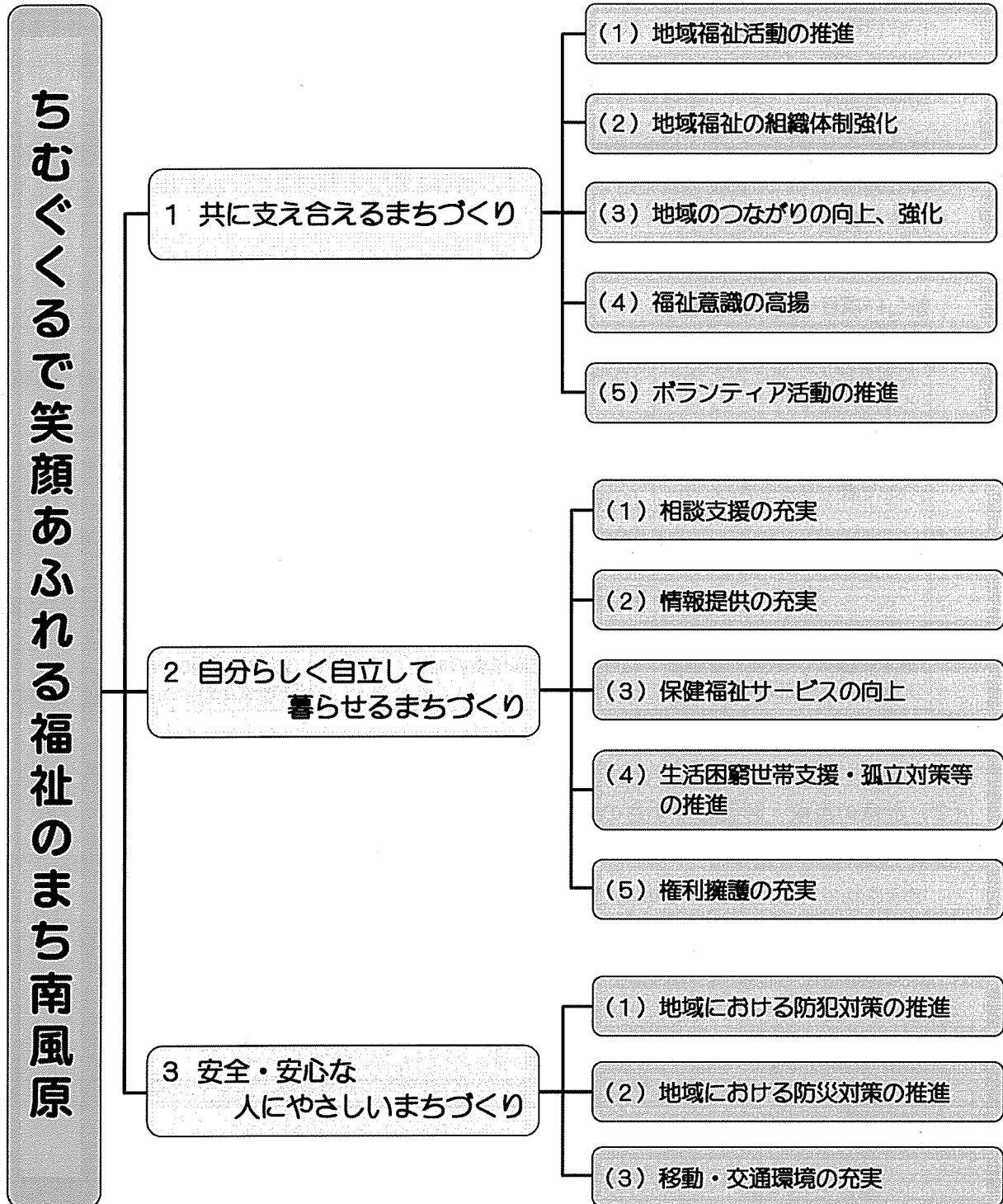
○第二次計画では、内容が第一次計画を継承しているものも、項目立てを再編し、具体的に事業等につながるように配慮しました。

4 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策



【施策体系の詳細】

<町の取り組み>	<社協の取り組み>
基本目標 1 共に支え合えるまちづくり	
(1) 地域福祉活動の推進	
①地域福祉活動への参加促進 ア) 自治会情報や地域福祉活動の情報提供 イ) 福祉に関する「学びの場」の提供 ②地域福祉活動を担う各種団体の活動支援 ③友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援 ④民生委員・児童委員の活動支援 ア) 民生委員・児童委員の活動支援 イ) 民生委員・児童委員の住民への周知 ウ) 民生委員・児童委員の定数確保 ⑤活動を担う人材の確保支援 ア) 福祉協力員の確保支援 イ) まちづくりサポーターの確保支援 ⑥町内企業や社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進	①地域福祉活動の活性化 ア) 地域福祉活動の広報による情報提供 イ) まちづくりサポーターの確保・活動支援 ウ) 友愛訪問や見守りネットワーク活動の推進 ②地域づくりに関する情報共有の場づくり ③福祉団体の支援 ア) 福祉団体の活動支援 イ) 福祉団体の加入促進 ④民生委員・児童委員の活動支援 ア) 民生委員・児童委員の活動支援 イ) 民生委員・児童委員の確保 ⑤町内企業への地域福祉活動参加への呼びかけ ⑥町内社会福祉法人が行う地域公益事業への連携と支援
(2) 地域福祉の組織体制強化	
①自治会組織体制の強化支援 ア) 自治会組織への支援 イ) リーダーの育成 ウ) 「地域づくり推進委員会」への支援・協力 ②小地域福祉ネットワークの組織化・強化支援 ア) 小地域福祉ネットワークの取り組み支援 イ) 小地域福祉ネットワークの組織化促進 ウ) 小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等 ③コミュニティソーシャルワーカーの体制の充実支援 ④地域課題を解決する仕組みの充実強化	①支え合い・助け合う地域づくり ア) 「地域づくり推進委員会」の設置推進 イ) 福祉協力員の確保・育成 ②小地域福祉ネットワークの組織化及び強化 ア) 小地域福祉ネットワーク活動への支援 イ) 小地域福祉ネットワークの組織化推進 ウ) 小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等 ③コミュニティソーシャルワーカーの機能強化 ア) コミュニティソーシャルワーカーの継続的配置・資質向上 イ) 個別支援、地域支援の実施による地域支援の強化 ウ) 生活支援コーディネーターとの連携 ④地域課題を解決する仕組みの充実強化
(3) 地域のつながりの向上、強化	
①交流やつながりの機会づくり推進 ア) 交流機会の提供 イ) 友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援（再掲） ウ) 居場所づくりの推進 ②住民主体の活動による交流の促進 ア) 住民主体の活動の支援 イ) 交流・活動場所の確保 ③住民同士の“絆（つながり）”づくり（地域共生社会の実現）	①地域活動の活性化支援 ②居場所づくりの推進 ③住民同士の“絆（つながり）”づくり（地域共生社会の実現）
(4) 福祉意識の高揚	
①児童生徒への福祉教育の推進 ア) 学校と地域住民等の連携による福祉教育の充実 イ) 「福祉教育連絡会」の開催 ウ) 「福祉教育実践報告会」の開催 エ) 教職員への福祉教育の機会確保 ②地域住民への福祉意識啓発の充実 ア) 福祉意識の啓発広報活動 イ) イベント機会等を活用した福祉意識啓発 ウ) 各種週間や月間の趣旨の周知啓発強化 エ) 福祉に関する「学びの場」の提供（再掲）	①児童生徒への福祉教育の推進 ア) 福祉教育推進校の指定と福祉教育の推進 イ) 「福祉教育連絡会」の開催 ウ) 福祉教育実践報告の充実 エ) 福祉教育研究会の開催 ②住民の福祉意識の高揚 ア) 福祉意識の啓発広報活動 イ) 地域共生社会についてあり方を検討する機会の確保
(5) ボランティア活動の推進	
①ボランティアへの参加促進 ②ボランティアセンターの機能充実・支援 ③ボランティア活動の活性化 ア) 「学校支援ボランティア」の参加推進	①ボランティア活動の情報発信 ②ボランティア同士の交流、仲間づくりの推進 ③ボランティアセンターの機能強化 ④ボランティアの養成、人材の確保 ア) ボランティア養成講座の開催 イ) 10代のボランティア研修会 ⑤ボランティア団体と、企業、NPOとの連携

	＜町の取り組み＞	＜社協の取り組み＞
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり		
(1) 相談支援の充実		
①相談支援の充実 ア) 窓口対応力の充実 イ) 相談担当者の資質向上 ウ) 電話やメール等による相談の実施 エ) 訪問相談の実施 ②包括的な相談支援体制の構築 ア) 包括的な相談の場(窓口)の推進 イ) 支援を必要とする住民を相談につなぐ体制づくり推進 ウ) 多機関の協働による包括的な相談支援体制 ③相談窓口の周知と利用促進		①福祉総合相談事業の推進 ア) 福祉総合相談室の充実 イ) 福祉総合相談室の周知広報 ②地域課題の把握とアウトリーチによる相談支援の充実・強化 ア) 地域活動における相談支援の充実・強化 イ) コミュニティソーシャルワーカーの活動における相談支援の充実・強化 ウ) 民生委員・児童委員と連携した地域相談支援の充実 ③包括的な相談支援体制づくりに向けた関係機関の連携強化 ④住民相互支援体制の充実
(2) 情報提供の充実		
①情報提供の充実 ア) 既存の情報提供の充実 イ) 新たな情報提供手段の検討 ②関係機関・団体や地域への情報発信 ア) 関係機関・団体等への行政情報の発信 イ) 出前講座の実施 ③相談窓口間の連携 ④情報のバリアフリー化の推進 ア) ホームページの利用しやすさの向上 イ) 声の広報の充実 ⑤広報紙配布率の向上		①情報提供の充実
(3) 保健福祉サービスの向上		
①各種保健福祉サービスの充実 ②インフォーマルサービスへの支援 ③包括的なサービス提供の体制構築 ア) 介護保険制度における「地域包括ケアシステム」の深化・推進 イ) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築 ウ) 子どもや子育て家庭等を包括的に支援する体制の構築 ④利用手続きの簡素化・わかりやすさの推進 ⑤サービスの質の向上 ア) サービス従事者の資質向上 イ) 苦情解決体制の充実 ウ) サービスの評価の充実		①包括的な高齢者福祉サービスの提供 ア) 高齢者の在宅生活を支える福祉サービスの充実 イ) 包括的なサービス提供の推進 ②福祉サービスの質の向上 ア) 利用者満足度の把握 イ) 研修等による資質向上 ウ) 苦情解決体制の充実 ③介護保険事業及び障害福祉サービスの充実 ④インフォーマルサービスへの支援
(4) 生活困窮世帯支援・孤立対策等の推進		
①生活保護制度の適正実施 ②低所得者への支援の推進 ③生活困窮世帯への自立支援の推進 ④子どもの孤立(貧困)対策の推進 ア) 「子ども元気ROOM」の充実 イ) 児童館を活用した居場所づくり ウ) 「家庭訪問型子育て支援事業」の実施検討 エ) 就学支援認定者への学習支援の推進 ⑤自殺予防対策の推進		①低所得世帯に対する支援 ②生活困窮者の自立支援の推進 ③子ども等貧困対策支援事業の推進
(5) 権利擁護の充実		
①権利擁護のための制度等の利用支援 ア) 成年後見制度の周知・広報、利用促進 イ) 成年後見制度利用支援事業 ウ) 日常生活自立支援事業、金銭管理支援事業等の周知広報 ②権利擁護に係る体制・ネットワークづくり推進 ③「地域共生社会」についての啓発、広報の推進 ④虐待等防止対策の推進 ア) 虐待やDV等の防止及び早期発見・早期対応に関する地域への啓発広報 イ) 南風原町要保護児童等対策推進協議会による対応充実 ウ) 「子ども家庭総合支援拠点」による子どもの虐待対策の強化		①金銭管理等日常生活の支援 ②日常生活自立支援事業の実施 ③法人成年後見の実施検討 ④地域共生社会についての啓発・広報の推進

	<町の取り組み>	<社協の取り組み>
基本目標3 安全・安心な人にやさしいまちづくり		
	(1) 地域における防犯対策の推進	
	①防犯に関する情報提供・地域防犯の啓発 ②防犯パトロール等の充実 ③高齢者や障がい者が遭う危険性の高い犯罪への対策 ④防犯灯の整備推進 ⑤通報システムの普及推進	①子どもを守るネットワークづくり ②消費者被害への対応の充実
	(2) 地域における防災対策の推進	
	①防災意識の普及啓発 ②自主防災組織の結成や強化の推進 ③避難行動要支援者の支援体制の構築 ④緊急情報伝達手段の充実 ⑤福祉避難所の確保	①災害ボランティアセンター機能の充実 ②実践的な防災訓練の実施 ③災害時対応マニュアルの充実 ④日頃からの見守りネットワーク体制づくりの推進 ⑤避難行動要支援者の把握と個別計画作成の支援
	(3) 移動・交通環境の充実	
	①移動支援の推進 ②地域共助による移動手段の確保	①高齢者外出支援サービス事業の充実 ②地域共助による移動手段の確保

5 福祉圏域の設定

●福祉圏域とは...

福祉圏域とは、地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効率的、効果的に展開していくための地域における範囲のことです。

保健福祉サービスの提供や情報発信、スポーツ大会や文化祭などは、町民全体を対象とした大きな範囲での取り組みですが、見守り・安否確認や日常生活におけるちょっとした手助けなどは、身近な範囲での気づきや支え合いで行われます。

●第一次計画では...

第一次計画では、この福祉圏域について①「第1層 地域福祉推進圏域（町全域）」、②「第2層 学校区福祉圏域（中学校区）」、③「第3層 小地域福祉圏域（字・自治会）」と3区分に設定していました。第1層の町全体を対象とした施策を行政や社協が中心となって進めてきたほか、第3層の字・自治会の組織等を中心とした小地域福祉ネットワークの自主的な運営を支援し、地域福祉の向上を図ってきました。

また、第3層については、コミュニティソーシャルワーカーを介しながら、第1層に当たる関係機関との連携・つなぎによる個別支援や地域課題の解決等も行われ、第1層と第3層の直接的な小地域支援体制も構築されてきています。

●第二次計画での福祉圏域は...

第二次計画においては、第1層と第3層の強化を図るとともに、第2層に「地域福祉プラットフォーム」という新しいかたちを導入し、緩やかな連携の中で住民の「気づき」と「つながり」の機会づくりを行いながら地域福祉の推進を図ります。

(1) 第1層 町全域

行政や町社協、その他関係機関と連携しながら、法制度に基づいた保健福祉サービスの提供や各種支援について、町全域を対象とした取り組みを行う範囲です。

各種行事やサービス提供、支援対策のほか、町全体の地域課題を町全体の視点で解決するための取り組みを行います。

今後は、住民のつながりの機会づくりを積極的に行い、関係機関と連携しながら各種イベントやスポーツ大会、交流の場、生涯学習の場（学びの場）づくりなどを推進します。

(2) 第2層 地域を超えたつながりの場「地域福祉プラットフォーム」（仮称 ゆんたくカフェ）

第一次計画では、第2層に中学校区を単位とする圏域を設けていましたが、実際には第2層は設けられず、第3層の字・自治会や小地域福祉ネットワークの活動に、コミュニティソーシャルワーカーや関係機関等が直接関与しながら活動支援等を行う体制で進められてきました。

第1層と第3層の関わりが緊密である背景には、本町の面積が小さく、字・自治会が19か所と少ないほか、コミュニティソーシャルワーカーによる支援体制が充実していることなどがあげられます。

今回の策定では、自治会の加入率や地域活動への住民参加が伸び悩む中、「組織にとらわれない緩やかな連携の場・つながりの場」も必要ではないかと考えました。そして、地域という枠に

とられずに住民が集まり、「気になること」や「やってみたいこと」などについて懇談しながら、つながりの輪を広げ、課題解決を実現していく場を「地域福祉プラットフォーム」として第2層に設けることとしました。

地域福祉プラットフォームは、行政と社協が支援するほか、ボランティアセンターとボランティアプラットフォームが一緒に関わりながら、運営していきます。

※プラットフォームとは：列車へ乗り降りする場所を示すことから、最近「土台・基盤」という意味合いで使用されるようになってきた。様々な人やグループ、企業、団体、機関が、組織や地域等の枠を超えて、参加したいときや必要なとき、それぞれ参画する仕組みをプラットフォーム型という。

(3) 第3層 身近な小地域（字・自治会）

字・自治会の組織を中心とした地域活動や、見守り・支え合いなどを行える身近な地域を単位とした範囲です。

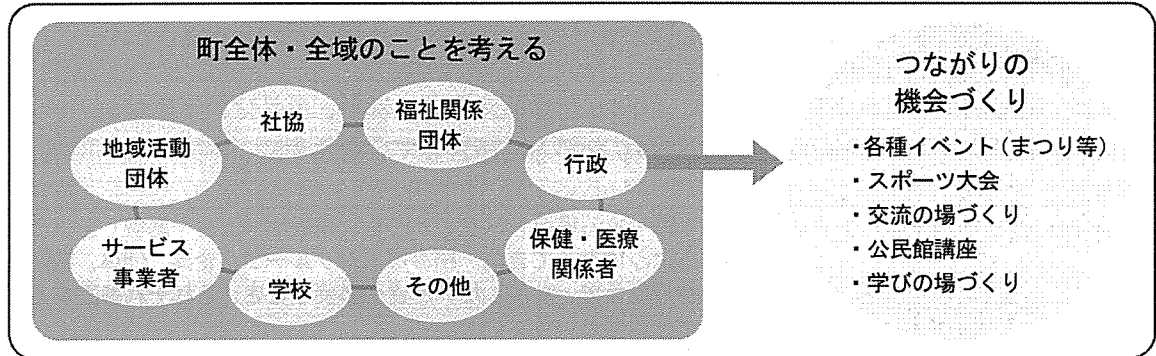
各字・自治会では、年中行事や世代間交流に趣向を凝らし、住民同士のつながりの機会づくりをしています。また、ほとんどの字・自治会では「小地域福祉ネットワーク」が組織化され、高齢者サロンや子育てサロンといった交流活動が主に行われています。

さらに、各小学校区に配置されているコミュニティソーシャルワーカーが関わりながら、支援が必要な方への助言やサービス・制度及び関係機関等へのつなぎを行う「個別支援」を行っています。

字・自治会の活動は、現在は行事や交流活動が中心となっていますが、今後は、小地域の中での困りごと（地域課題）の把握やその解決策を話し合い（「地域づくり推進委員会」の設置）、小地域福祉ネットワークを中心とした見守り活動や生活支援等にも取り組んでいけるように、活動の仕組みづくりと住民参加の促進、字・自治会の組織体制の強化などの支援を行います。

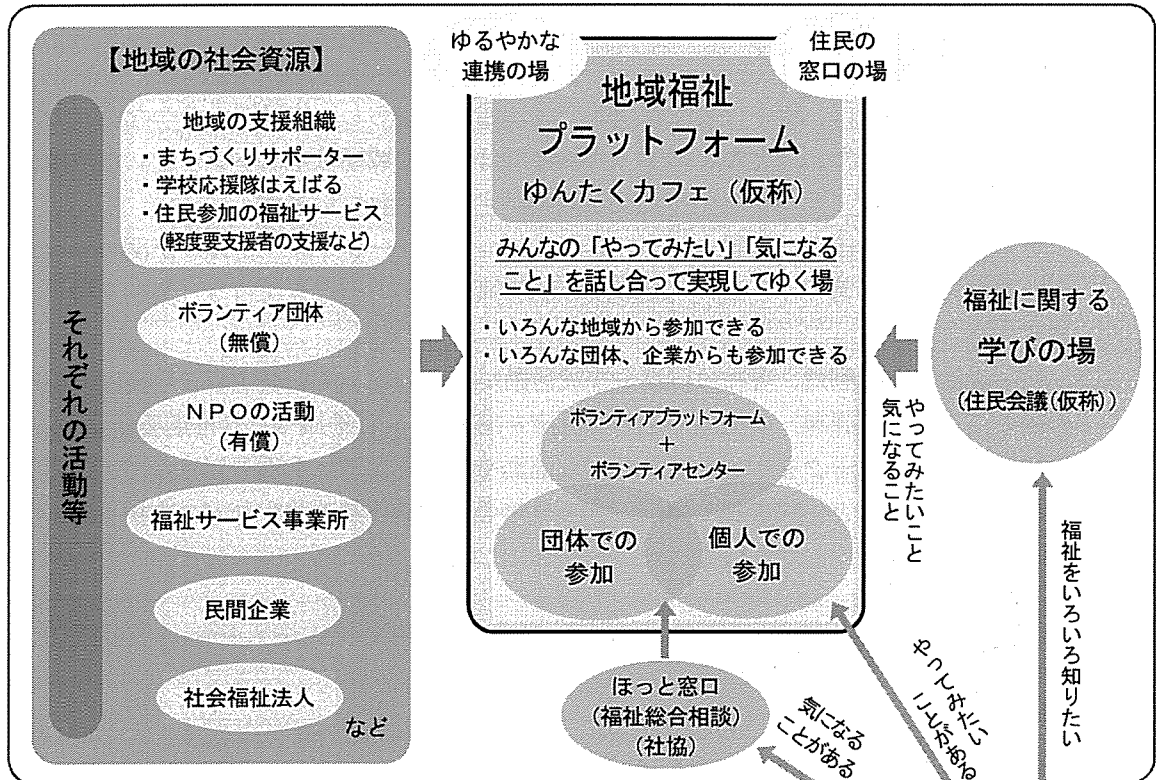
南風原町地域福祉のイメージ図（案）

第1層（町全体）



行政主体でやってほしいこと 連携する

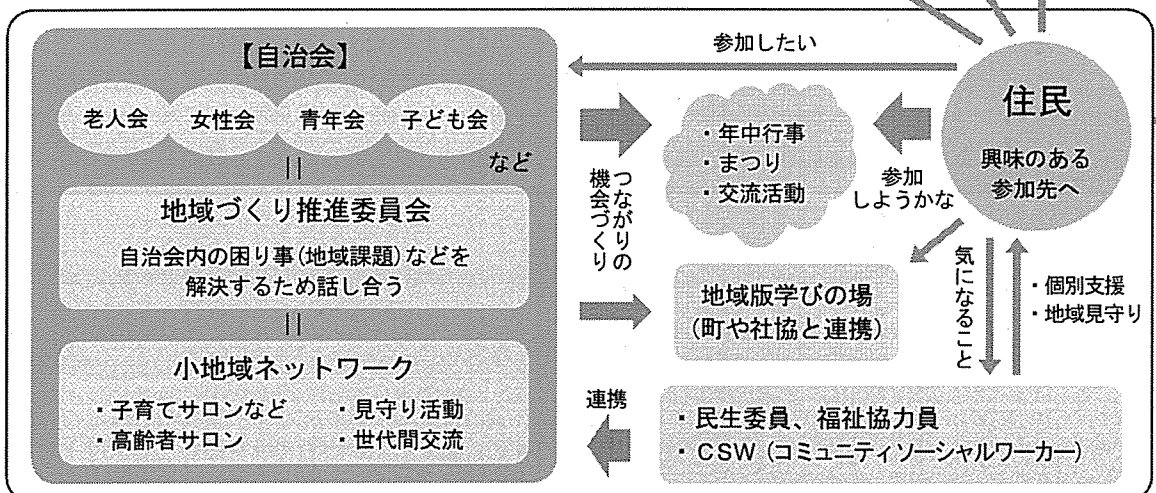
第2層（地域を超えたつながりの場）



行政主体でやってほしいこと

小地域の課題を共有する 小地域と連携する

第3層（身近な小地域）



6 重視する点（取り組みや考え方）

（１）地域福祉プラットフォームを組み込んだ南風原型地域福祉のかたちづくり

- ・第１層～第３層までの各段階における地域福祉の体制づくりを推進する
- ・第２層における「地域福祉プラットフォーム」による、緩やかな連携の場を確保する
- ・第３層の市・自治会の組織強化と小地域において自ら課題解決について考える場の確保と課題解決の実践を支援する

（２）「見える福祉」の推進

- ・各字公民館における各種活動や行事を通して、地域住民に福祉が見えるように取り組みの展開を図る。
- ・地域福祉及び各種保健福祉情報を常に発信し、「福祉」についての情報提供を強化する。
- ・地域の福祉活動の実践や関わっている人の声など情報発信し、住民参加による福祉活動をPRする。
- ・町広報誌、社協だよりをフル活用するとともに、新しい情報発信方法を検討し、福祉情報はもつと身近に感じられる手法を展開する。
- ・福祉に関する「学びの場」を提供し、地域福祉に関する内容のほか、サービスや法制度、町の現状について周知・広報するとともに、住民の福祉に関する知識の向上を図る。
- ・各種まつりや大会、イベントにおける情報発信や相談機会確保のほか、日頃から住民が集まるスポットへの出張等による福祉情報発信や相談の場の確保を図る。

（３）主要分野における包括的支援体制の構築

- ・高齢者福祉分野の介護保険で掲げられている「地域包括ケアシステム」を推進し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の実現を図る。（「南風原町高齢者保健福祉計画」において実践される取り組み）
- ・障がい者福祉分野で掲げられている「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を推進し、精神障がい者も含めた障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、「相談」「障害福祉」「医療」「生活支援」「住まい」「社会参加（就労）」「地域助け合い」を包括的に提供できる体制の構築を図る。（「南風原町障がい福祉計画」において実践される取り組み）
- ・児童福祉分野においては、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を包括的に提供するとともに、児童虐待の早期発見や防止対策の強化を図る体制の構築（「子ども家庭総合支援拠点」及び「母子健康包括支援センター」等）を図る。（この包括支援体制は個別計画に示されていないため、本計画で掲げ、平成31年度策定の第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画で具体化するものとする）

第3章 第2次計画の取り組み

基本目標1 共に支え合えるまちづくり

(1) 地域福祉活動の推進

■ 町の取り組み ■

① 地域福祉活動への参加促進 【推進主体：総務課、こども課】

ア) 自治会情報や地域福祉活動の情報提供 【推進主体：総務課、こども課】

○自治会活動や地域福祉活動を通して、安心して暮らせる住みよい地域づくりにより多くの住民が参加していけるよう、自治会の活動内容、地域福祉活動の報告、地域で活躍する人の声などについて、地域や社協と連携しながら情報発信していきます。

イ) 福祉に関する「学びの場」の提供 【推進主体：こども課、生涯学習文化課】

○地域住民の福祉に関する知識の向上により福祉意識の高揚を図るため、福祉に関する「学びの場」を設け、「我が事・丸ごとの地域共生社会」の周知・啓発及び各種福祉情報の提供と意識啓発に努めます。

○南風原町の歴史や文化等を学ぶ「はえばる大学」と連携し、学びの機会やテーマを拡充し、相互の充実を図ります。

② 地域福祉活動を担う各種団体の活動支援 【推進主体：こども課、保健福祉課、生涯学習文化課】

○地域福祉の推進に関わる社会教育団体や各種団体、NPO等について、それぞれの活動の充実を図るために、社会福祉協議会とも連携しながら必要な支援を行います。

③ 友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援 【推進主体：保健福祉課】

○友愛訪問や福祉協力員を中心に実施されている見守り活動への支援を行い、対象者の安否確認と孤独感の解消及び地域とのつながりの確保を図ります。

④ 民生委員・児童委員の活動支援 【推進主体：こども課】

ア) 民生委員・児童委員の活動支援 【推進主体：こども課】

○地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員の活動支援について、社会福祉協議会と連携しながら進めます。

イ) 民生委員・児童委員の住民への周知 【推進主体：こども課】

○民生委員・児童委員の日頃の活動充実が図られるよう、役割や活動内容等について、地域への周知を図ります。

ウ) 民生委員・児童委員の定数確保 【推進主体：こども課】

○地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員について定数確保に努めます。

⑤活動を担う人材の確保支援 【推進主体：こども課】

7) 福祉協力員の確保支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が進める「福祉協力員」の配置など、民生委員・児童委員をサポートする人材の確保を支援します。

1) まちづくりサポーターの確保支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が進める「まちづくりサポーター」を確保するため、地域でともに支え・助けあう有償の活動について周知広報を行うなど、人材の確保を支援します。

⑥町内企業や社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進 【推進主体：こども課】

○町内の企業や社会福祉法人も地域社会を構成する一員であるという意識を醸成し、事業者の地域福祉活動への参加を促します。

○町内企業や社会福祉法人が行っている地域福祉活動を広報紙などで発信し、住民への周知や他企業・法人への参加意識啓発を図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①地域福祉活動の活性化

ア) 地域福祉活動の広報による情報提供

○社協だより等を活用し、字・自治会が実施している地域福祉活動や活動参加者の声などを発信し住民への周知・広報を図ります。

イ) まちづくりサポーターの確保・活動支援

○社協内にある「まちづくりサポートセンター」がコーディネートを行っている、有償での住民相互の助け合い(「依頼会員」と「提供会員」がそれぞれ会員登録し支援を行う活動)の充実を図るため、提供会員である「まちづくりサポーター」の確保を図ります。

○まちづくりサポートの活動について住民への周知広報を強化し、共に支え合う活動の高揚を図ります。

ウ) 友愛訪問や見守りネットワーク活動の推進

○友愛訪問や見守りが必要な世帯(気になる世帯含む)に対する見守りネットワーク活動を推進し、対象者の安否確認と孤独感の解消及び地域とのつながりの確保を図ります。

②地域づくりに関する情報共有の場づくり

○住民をはじめ医療・保健・福祉に関係する機関・団体が連携し、地域における福祉課題や地域づくりについて、話し合い・学び合う機会・場を確保し、問題解決に向けた共通認識づくりを行い「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」を目指したネットワークづくりを推進します。

③福祉団体の支援

ア) 福祉団体の活動支援

○老人クラブなどの当事者団体の活動をとおして親睦・交流や社会参加促進の取り組みが行われており、それらの活動の活性化が活力ある地域づくりに欠かせないことから、福祉団体に対する活動助成金の交付や団体事務などの支援を行います。

○昨今は当事者団体の弱体化が見られることから、組織強化を図ります。

イ) 福祉団体の加入促進

○福祉団体の加入者数増加を図るため、団体の活動内容や加入するメリットの周知等を図ります。

④民生委員・児童委員の活動支援

7) 民生委員・児童委員の活動支援

○民生委員・児童委員が安心して活動できるよう事務局を担うとともに、民生委員活動の住民への周知、研修会への参加支援、福祉協力員との連携を進めるなどにより、活動を支援します。

1) 民生委員・児童委員の確保

○町の人口が増加する中で民生委員・児童委員は欠員があるため、町と連携しながら、なり手の確保に努めます。

⑤町内企業への地域福祉活動参加への呼びかけ

○町内の企業も地域社会を構成する一員であるという意識を醸成し、事業者の地域福祉活動への参加を参加促進します。

⑥町内社会福祉法人が行う地域公益事業への連携と支援

○改正社会福祉法に伴って義務化された社会福祉法人の地域における公益的事業の実践を広め、地域福祉への貢献を図るために、社会福祉協議会が町内の社会福祉法人のまとめ役となり、地域貢献への参加について、各法人へ適切な情報提供を行い、事業展開への連携や支援を行います。

(2) 地域福祉の組織体制強化

■ 町の取り組み ■

①自治会組織体制の強化支援 【推進主体：総務課、こども課】

ア) 自治会組織への支援 【推進主体：総務課】

○住民に最も身近な組織である字・自治会が中心となった地域福祉のつながりづくり、支え合いの環境づくりが推進されるよう、組織への支援を行います。

イ) リーダーの育成 【推進主体：総務課、こども課】

○自治会長の視察研修などにより資質向上を図り、自治会運営、行事開催などにおける取り組みの強化を支援します。

○自治会等、新しくリーダーになる方への初期支援を図ります。

ウ) 「地域づくり推進委員会」への支援・協力 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が推進する字・自治会の「地域づくり推進委員会」への支援や協力を行い、自治会において住民自ら地域の福祉課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進める体制づくりを推進します。

②小地域福祉ネットワークの組織化・強化支援 【推進主体：こども課】

ア) 小地域福祉ネットワークの取り組み支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会との連携により、「高齢者サロン」「子育てサロン」などの活動への支援を行います。

イ) 小地域福祉ネットワークの組織化促進 【推進主体：こども課】

○小地域福祉ネットワークが組織化されていない字・自治会に対しては、社会福祉協議会と連携しながら、組織化を促していきます。

ウ) 小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等 【推進主体：こども課】

○小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会や研修会の開催により、運営状況等の情報交換・共有を図り、小地域における事業推進に寄与します。

③コミュニティソーシャルワーカーの体制の充実支援 【推進主体：こども課】

○コミュニティソーシャルワーカーによる地域の福祉ニーズの把握や相談援助の充実が図られるよう、コミュニティソーシャルワーカーと地域の各種相談窓口(地域包括支援センター、障がい者相談支援事業者、児童家庭相談員、子育て支援センター、保健師、民生委員・児童委員など)との連携を密にし、要支援者の情報を共有するとともに、相互に連携・協力した支援が可能な体制を構築します。また、公的サービスや専門的な支援を組み合わせることが必要なケースについては、福祉事業者や専門機関等との適切な連携を支援します。

④地域課題を解決する仕組みの充実強化 【推進主体：こども課】

○各字・自治会における小地域での課題解決の仕組み(第3層)と、町全体の課題解決の仕組み(第1層)の充実と実践を進めるとともに、各字・自治会やその枠を超えて、個人レベルや団体レベル等での課題意識(困り感、ニーズ)を解決へと導いていくため、「地域福祉プラットフォーム」(第2層)での地域課題解決システムの構築を検討・推進します。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①支え合い・助け合う地域づくり

ア)「地域づくり推進委員会」の設置推進

○自治会において住民自ら地域の福祉課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進める「地域づくり推進委員会」の字・自治会への設置を推進します。

イ)福祉協力員の確保・育成

○住民が主体的に地域福祉活動に参加し、民生委員・児童委員はじめ福祉関係者とともに、誰もが安心して暮らし続けることのできる福祉のまちづくりに取り組むため、字・自治会ごとに福祉協力員を委嘱し、その活動を支援します。

②小地域福祉ネットワークの組織化及び強化

ア)小地域福祉ネットワーク活動への支援

○町内の字・自治会単位で組織化されている小地域福祉ネットワークの活動の支援を行い、「高齢者サロン」「子育てサロン」などのサロン活動の充実のほか、交流、訪問、生活支援活動などによる機能の強化を図ります。

イ)小地域福祉ネットワークの組織化推進

○小地域福祉ネットワークが組織化されていない字・自治会に対し、結成の支援を行います。

ウ)小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等

○小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会や研修会の開催により、運営状況等の情報交換・共有を図り、小地域における事業推進に寄与します。

③コミュニティソーシャルワーカーの機能強化

ア)コミュニティソーシャルワーカーの継続的配置・資質向上

○町内の各字・自治会への地域福祉の支援活動が十分に行っているよう、コミュニティソーシャルワーカーを今後も継続して配置するように進めるほか、研修や実践による資質向上を図ります。

イ)個別支援、地域支援の実施による地域支援の強化

○住民一人ひとりの様々な困りごとに対応する「個別支援」及び小地域における福祉問題を住民主体の組織とともに課題解決を図る「地域支援」の両面でのコミュニティソーシャルワーク昨日の強化を推進します。

り)生活支援コーディネーターとの連携

○介護保険の「介護予防・日常生活支援総合事業」により配置されている「生活支援コーディネーター」と連携し、各種関係機関・団体やインフォーマルなサービスをつないだり、新たなサービスの創出を行うなど、高齢者を含めた住民全体の生活課題・地域課題に対応していくよう図ります。

④地域課題を解決する仕組みの充実強化

○各字・自治会における小地域での課題解決の仕組み(第3層)と、町全体の課題解決の仕組み(第1層)の充実と実践を進めるとともに、各字・自治会やその枠を超えて、個人レベルや団体レベル等での課題意識(困り感、ニーズ)を解決へと導いていくため、「地域福祉プラットフォーム」(第2層)での地域課題解決システムの構築を検討・推進します。

(3) 地域のつながりの向上、強化

■ 町の取り組み ■

① 交流やつながりの機会づくり推進 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、保健福祉課、こども課】

ア) 交流機会の提供 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、こども課】

○ 伝統文化継承活動、公民館学級講座、スポーツ大会、文化祭等イベントを開催し、地域の交流や世代間交流、町民同士のふれあいの機会を提供します。

イ) 友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援（再掲） 【推進主体：保健福祉課】

○ 友愛訪問や福祉協力員を中心に実施されている見守り活動への支援を行い、対象者の安否確認と孤独感の解消及び地域とのつながり確保及び社会的孤立対策を図ります。

ウ) 居場所づくりの推進 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○ 子ども、高齢者、障がい者のための居場所、集いの場の確保により、交流機会の確保や孤立の解消を図ります。

② 住民主体の活動による交流の促進 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課】

ア) 住民主体の活動の支援 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課】

○ 地域住民が自ら行うスポーツ活動、サークル活動、文化活動等を通して、仲間づくりや交流の機会が図られるよう自主的な活動を支援します。

イ) 交流・活動場所の確保 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、こども課】

○ 地域交流の活性化に向けて、地域で気軽に集い、仲間づくりや交流ができる集いの場として、地域の公民館や集会所、公共施設及び社会福祉施設等の既存施設をはじめ、地域の様々な資源の有効活用を推進します。

③ 住民同士の“絆(つながり)”づくり（地域共生社会の実現） 【推進主体：総務課、保健福祉課】

○ 地域における日頃からのつながりや、各種活動をとおした住民相互の関係性を形成するため、地域で実施する各種交流事業や登校時のあいさつ運動、地域の見守り活動（一人暮らし高齢者や気になる世帯など）に支援・協力し、ともに支えあい・たすけあう地域づくりを進める上で、住民同士の“絆(つながり)”づくりを図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①地域活動の活性化支援

○字・自治会を基盤とした地域活動への参加をとおした住民の関係づくりの取り組みがもつとも効果が期待できることから、字・自治会や地域の各種団体(老人クラブ・青年会・PTA・女性会など)と連携した地域活動活性化促進に努めます。

②居場所づくりの推進

○高齢者のミニデイサービスや高齢者サロン、子育てサロンなど、身近な地域での居場所づくりを推進し、交流機会の確保や孤立の解消を図ります。

③住民同士の“絆(つながり)”づくり(地域共生社会の実現)

○地域における日頃からのつながりや各種活動をとおした住民相互の関係性を形成するため、地域で実施する各種交流事業や登校時のあいさつ運動、地域の見守り活動(一人暮らし高齢者や気になる世帯など)に支援・協力し、ともに支えあい・たすけあう地域づくりを進める上で、住民同士の“絆(つながり)”づくりを図ります。

(4) 福祉意識の高揚

■ 町の取り組み ■

①児童生徒への福祉教育の推進 【推進主体：学校教育課、生涯学習文化課】

ア) 学校と地域住民等の連携による福祉教育の充実 【推進主体：学校教育課、生涯学習文化課】

○次代を担う子ども達が福祉への理解を深め、自分にできる取り組みが探求できるよう、「社協の出前講座」や「学校応援隊はえばる」の活用等により、学校と地域住民等が連携して、福祉講話や高齢者及び障がい者との交流、ボランティア体験学習等多様な活動を行い、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るとともに、思いやりのある心、正義感など豊かな人間性を育むために福祉教育を推進します。

イ) 「福祉教育連絡会」の開催 【推進主体：学校教育課】

○町と社協、学校等の福祉教育に関する連絡調整や共通認識を図り、目的・目標を定めた福祉教育が実践されるよう、「福祉教育連絡会」を開催します。

ウ) 「福祉教育実践報告会」の開催 【推進主体：学校教育課】

○福祉教育の実践報告等により課題把握を行い、次の開催に役立てていくように図ります。

エ) 教職員への福祉教育の機会確保 【推進主体：学校教育課】

○学校教職員についても福祉への理解と関心を高めることにより、福祉教育の充実が図られるよう、保育所(園)や学校教育部門と社会福祉協議会との連携により、「町内学校教諭等福祉研修会」を実施し、福祉教育や地域共生社会を啓発する機会を確保します。

②地域住民への福祉意識啓発の充実 【推進主体：学校教育課、保健福祉課、こども課】

ア) 福祉意識の啓発広報活動 【推進主体：こども課】

○共に生きる地域社会を形成していくために、社会福祉協議会、福祉施設、自治会、小地域福祉ネットワーク等関係機関・団体と連携し、福祉意識の啓発や福祉に関する情報提供の充実を図ります。

イ) イベント機会等を活用した福祉意識啓発 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○地域のイベントにおいては、高齢者や障がい者、子育て世帯への理解が深まり、地域福祉への関心が高まるよう、地域の福祉(福祉課題を含む)に関する情報発信、講話や講演会などを開催し、啓発を図ります。

ウ) 各種週間や月間の趣旨の周知啓発強化 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○「〇〇週間」や「〇〇月間」といった高齢者、障がい者、児童等の福祉啓発期間においては、それぞれの週間や月間の趣旨が住民に広く周知されるよう開催方法に工夫を凝らし、啓発の強化を図ります。また、開催についての周知も充実を図ります。

エ) 福祉に関する「学びの場」の提供（再掲） 【推進主体：こども課】

○地域住民の福祉に関する知識の向上により福祉意識の高揚を図るため、福祉に関する「学びの場」を設け、「我が事・丸ごとの地域共生社会」の周知・啓発及び各種福祉情報の提供と意識啓発に努めます。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①児童生徒への福祉教育の推進

ア) 福祉教育推進校の指定と福祉教育の推進

○子どもたちが地域社会の一員として、地域のつながりや共に生きる社会といった「地域福祉の大切さ」を理解していくように、町内の全保育園、幼稚園、小中学校等を福祉教育推進校に指定し、各学校や地域支援コーディネーター、学校支援地域本部事業等と連携を取りながら、出前講座や福祉体験などの福祉教育を今後も実施していきます。

イ) 「福祉教育連絡会」の開催

○町及び学校等とともに福祉教育に関する連絡調整や共通認識を図り、目的・目標を定めた福祉教育が実践されるよう、「福祉教育連絡会」を開催します。

ロ) 福祉教育実践報告の充実

○「福祉教育実践報告書」を発行し、実践報告等による取り組みの蓄積及び課題把握を行い、次の開催に役立てていくように図ります。

ハ) 福祉教育研究会の開催

○地域を基盤とした福祉教育を推進するために、福祉教育研究会で住民の実践につながる福祉教育の展開について研究していきます。

②住民の福祉意識の高揚

ア) 福祉意識の啓発広報活動

○共に生きる地域社会を形成していくために、福祉意識の啓発や福祉に関する情報提供の充実を図ります。

○社協だより、地域福祉懇談会、福祉協力員連絡会、ミニデイサービス、高齢者サロン、子育てサロン等を通じた活動から福祉意識の高揚が図られるように、広報啓発を行います。

イ) 地域共生社会についてあり方を検討する機会の確保

○「我が事・丸ごとの地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉への関心・理解を深め、地域のことを「我が事」と受け止められるように、地域福祉懇談会等の住民同士が共に考える機会を確保します。

(5) ボランティア活動の推進

■ 町の取り組み ■

①ボランティアへの参加促進 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動やボランティアを必要とする地域のニーズを、広報紙等により地域に発信することで、ボランティアに関する情報提供の充実とともに、活動への参加促進を図ります。

②ボランティアセンターの機能充実・支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会と連携し、ボランティアのニーズ把握や情報収集、ボランティアの養成・確保、コーディネート強化等によるボランティアセンターの機能充実を図ります。

③ボランティア活動の活性化 【推進主体：こども課、生涯学習文化課】

ア)「学校支援ボランティア」の参加推進 【推進主体：生涯学習文化課】

○地域住民が町内の小中学校で、趣味や特技を活かして学校の教育活動に参加する「学校支援ボランティア」への参加を推進し、ボランティア活動の活性化を図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①ボランティア活動の情報発信

- 各種ボランティア団体と連携し、町内で行われているボランティア活動の情報発信により、ボランティア活動の周知や参加促進を図ります。

②ボランティア同士の交流、仲間づくりの推進

- ボランティア同士が交流する機会づくりを行い、交流によるボランティアへの意欲向上、情報共有、活動の活性化を図ります。
- ボランティアに関心のある方、実際にボランティアに参加されている方の情報提供・交流の場として「ボランティアプラットフォーム」の開催に努めます。

③ボランティアセンターの機能強化

- ボランティア活動の推進を図るため、ボランティア活動への参加促進、活動状況の広報、ボランティアコーディネーターの資質向上等によるコーディネート強化など、ボランティアセンターの機能強化を図ります。
- 「ボランティアセンター運営委員会」において、ボランティア活動等の事業企画や運営を行い、ボランティアの活性化を図ります。

④ボランティアの養成、人材の確保

ア) ボランティア養成講座の開催

- 社会福祉協議会が実施している手話や音訳等の各種ボランティア養成講座を実施し、ボランティアの育成及び確保に努めます。

イ) 10代のボランティア研修会

- 中高生がボランティア活動に関わることで、福祉について学び、理解を深める機会である「10代のボランティア研修会」を、今後も継続して開催します。

⑤ボランティア団体と企業、NPOとの連携

- 地域福祉推進に関わる福祉・ボランティア団体や企業・NPO等も増加し、活発に活動が展開されており、これらの団体と協働して福祉のまちづくりに取り組むとともに、ボランティアプラットフォームをととしてネットワークの構築に取り組みます。

基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(1) 相談支援の充実

■ 町の取り組み ■

① 相談支援の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課】

ア) 窓口対応力の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○相談に訪れた住民を適切な相談先につなぐため、職員間(課内・他課)の情報共有を徹底するとともに、社協やNPO、ボランティア活動等も含めたインフォーマルなサービス等も紹介するなど、窓口対応力の充実を図ります。

イ) 相談担当者の資質向上 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○質の高い相談支援が受けられるよう、研修等により相談担当者の相談援助の知識や技術の向上を図ります。

ウ) 電話やメール等による相談の実施 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○地域で相談しづらいと考える住民については、電話やメールなどによる相談を受けるほか、適切な方法により相談につながる仕組みづくりに取り組みます。

エ) 訪問相談の実施 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○相談に訪れることが困難な人に対応するため、訪問による相談支援を推進します。

② 包括的な相談支援体制の構築 【推進主体：こども課、保健福祉課】

ア) 包括的な相談の場(窓口)の推進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○住民からの相談を、高齢者福祉や障がい者福祉等といった分野を超えて包括的に受け止める場(窓口)の整備について、町の既存福祉資源や地域の実情等を考慮しながら、適切な担い手について協議を行います。

イ) 支援を必要とする住民を相談につなぐ体制づくり推進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等の地域関係者や関係機関等と連携し、相談に来られない方や自ら支援を求めることができない方に関する情報を、包括的な相談の場につなぐ体制づくりを推進します。

○把握した地域生活課題のうち、包括的な相談の場のみでは解決が難しく、専門的・包括的な支援が必要な場合の支援を図るため、関係機関・専門機関と連携した支援を行います。

ウ) 多機関の協働による包括的な相談支援体制 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○地域における高齢や障害、子育て支援、生活困窮者支援等の各種相談機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等に対応するため、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を推進します。

③相談窓口の周知と利用促進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○民生委員・児童委員、社会福祉協議会、子育て支援センター、各保育所(園)、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業者、児童家庭相談員など地域の各種相談窓口について、町の広報紙やホームページ等で継続的に発信し、周知徹底を図ります。また、相談することの大切さや相談内容の守秘義務についても、あらゆる手段・機会を通して発信します。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①福祉総合相談事業の推進

ア)福祉総合相談室の充実

○住民の日常生活上の心配ごとに対し、相談・支援を行うふれあい福祉相談室(一般相談、専門相談)を継続実施し、住民の生活の安定に向け支援を図ります。また、行政や関係機関と連携を図り、より解決力の高い相談室を目指します。

イ)福祉総合相談室の周知広報

○必要とする住民に周知されるよう随時広報に努めます。

②地域課題の把握とアウトリーチによる相談支援の充実・強化

ア)地域活動における相談支援の充実・強化

○支えあうまちづくり事業、在宅介護支援センター事業等をととして積極的に地域に出向き、福祉課題の把握に努め、問題解決に向け公的サービス、インフォーマルサービスを効果的につなげ地域で安心して暮らせるよう支援体制を強化します。

イ)コミュニティソーシャルワーカーの活動における相談支援の充実・強化

○コミュニティソーシャルワーカーによる地域活動での地域課題把握と課題への対応を強化するため、コミュニティソーシャルワーカーの活動強化と現体制の維持を図ります。

ウ)民生委員・児童委員と連携した地域相談支援の充実

○身近な地域の相談役である民生委員・児童委員と連携し、相談支援の充実を図ります。

③包括的な相談支援体制づくりに向けた関係機関の連携強化

○地域住民の困り事等に対して包括的な相談支援をしていくよう、日頃から関係機関との連携を密に図ります。さらに、相談機関連絡会をととして関係機関等の相談・支援ネットワークの強化を図ります。

④住民相互支援体制の充実

○社会福祉協議会の「まちづくりサポートセンター」と町の「南風原人材サポートセンター」は、いずれも支援を受けたい人と支援を行いたい人を結びつける機能であることから、両センターの情報をデータベース化して共有し、マッチングをよりスムーズに行うとともに、会員同士の交流による意欲の向上を図ります。

(2) 情報提供の充実

■ 町の取り組み ■

① 情報提供の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、総務課】

ア) 既存の情報提供の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、総務課】

○保健・福祉・医療に関する公的サービスや制度とともに、社会福祉協議会が提供するサービスや活動及び住民参加の福祉活動、ボランティア活動等について、町の広報紙やホームページ、チラシ、パンフレット、マスコミの活用等によりわかりやすい情報提供の充実に取り組みます。

イ) 新たな情報提供手段の検討 【推進主体：こども課、保健福祉課、総務課】

○既存の情報提供手段以外の発信方法について検討を行い、より多くの住民が容易に情報を入手できるように図ります。

② 関係機関・団体や地域への情報発信 【推進主体：こども課、保健福祉課、企画財政課】

ア) 関係機関・団体等への行政情報の発信 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○保健福祉サービスや制度等について、関係機関や関係団体への情報発信・共有を積極的に行い、様々なところから各種情報が得られたり、相談やコーディネート機能を発揮しやすいように図り、包括的な対応に寄与します。

イ) 出前講座の実施 【推進主体：企画財政課】

○地域の組織や団体等の要請に基づき、サービスや制度について周知を図るための場や機会を確保します。

③ 相談窓口間の連携 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○地域の保健・福祉・医療等に関わる情報の入手について、地域のどの相談窓口に問い合わせても必要な情報が得られるよう、相談窓口間のネットワークを密にし、個人情報の保護に配慮した上で、相互に連携・協力した情報提供に取り組みます。

④ 情報のバリアフリー化の推進 【推進主体：総務課、保健福祉課】

ア) ホームページの利用しやすさの向上 【推進主体：総務課】

○町のホームページについては、今後も文字の大きさや背景色の変更、音声による情報提供など、誰もが情報を入手しやすいものとし、更なる利便性の向上に取り組みます。

○情報の受け手の特性に合わせた情報のバリアフリーに取り組みます。

イ) 声の広報の充実 【推進主体：保健福祉課】

○文字による情報の入手が困難な方については、広報紙等の内容を音声で提供する「声の広報発行事業」を今後も推進します。

⑤広報紙配布率の向上 【推進主体：総務課】

○自治会等と連携し、町及び社会福祉協議会の広報紙の世帯への配布率の向上を図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①情報提供の充実

○福祉への理解と関心をより深めてもらうため、広報紙「ちむぐる」の発行やホームページ等を含めた多様な媒体を活用した、情報提供の充実に取り組みます。

(3) 保健福祉サービスの向上

■ 町の取り組み ■

①各種保健福祉サービスの充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

○高齢者、障がい者、子育て支援、健康・予防活動等といった各種保健福祉サービスについて、本町の実情を勘案して各種法制度に基づく必要なサービスの量的整備を進めます。また、必要に応じて町独自のサービスの創出に取り組みます。

②インフォーマルサービスへの支援 【推進主体：保健福祉課】

○介護保険の生活支援体制整備事業による住民参加型サービスの創出など、インフォーマルサービスについて、地域の実情を踏まえた上で必要な支援を行います。

○地域のインフォーマルサービスとの情報交換や連携を図り、包括的なサービス提供を進めます。

③包括的なサービス提供の体制構築 【推進主体：こども課、保健福祉課】

ア) 介護保険制度における「地域包括ケアシステム」の深化・推進 【推進主体：保健福祉課】

○介護保険において構築が掲げられている「介護」「介護予防」「医療」「住まい」「生活支援」の5つの分野を包括的につなぎ切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

イ) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築 【推進主体：保健福祉課】

○精神障がい者も含めた障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らしていけるよう、「相談」「障害福祉」「医療」「生活支援」「住まい」「社会参加(就労)」「地域助け合い」を包括的に提供できる体制を整備する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図ります。

ウ) 子どもや子育て家庭等を包括的に支援する体制の構築 【推進主体：こども課、保健福祉課、学校教育課】

○妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を包括的に提供するとともに、児童虐待の早期発見や防止対策の強化を図る体制(「子ども家庭総合支援拠点」及び「母子健康包括支援センター等」)の構築を図ります。

○子どもの成長・発達・人間形成・小学校への接続等について、保・幼・小等が連携し、乳幼児期から学童期までを総合的な視点で捉えて研究するため、保育士、幼稚園教諭、小学校教職員の交流機会の確保、相互理解の推進を図ります。

④利用手続きの簡素化・わかりやすさの推進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○サービスや制度の利用申請等について、利用者がわかりやすく迅速に行えるように、利用手続きの簡素化など配慮に努めます。

⑤サービスの質の向上 【推進主体：こども課、保健福祉課】

ア) サービス従事者の資質向上 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○福祉サービス利用者の人格が尊重され、利用者本位の質の高いサービスが提供されるよう、サービス従事者の専門的な知識や技術を高めていくとともに、人権に対する感性を磨くための勉強会や研修等への参加促進を働きかけます。

イ) 苦情解決体制の充実 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○福祉サービス事業者に対し、サービス利用者の満足感を高めることや利用者の権利を守るために、サービス利用者のサービスへの不満や疑問に対し、適切に対応できる体制(苦情解決体制)が整備されているか確認し、必要に応じて体制整備に向けた取り組みを指導します。

○サービス事業者がサービス利用者の不満や疑問を解決するための制度や仕組みについて地域への周知を図り、利用者及びその家族等が相談しやすい環境となるよう指導します。

ウ) サービスの評価の充実 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○サービス事業者が自らのサービスの質の確保と向上に向けた、自己評価の取り組みが実施されるよう、必要な指導を行います。また、必要に応じて第三者評価の有効性を啓発していきます。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①包括的な高齢者福祉サービスの提供

ア) 高齢者の在宅生活を支える福祉サービスの充実

○高齢者のための在宅福祉サービス事業を引き続き実施し、「介護予防」や「生活支援」を提供することで地域包括ケアシステムの構築に寄与します。

イ) 包括的なサービス提供の推進

○社協各部門及び行政、関係機関と連携し、支援を必要とする方への包括的できめ細かなサービス提供を目指します。

②福祉サービスの質の向上

ア) 利用者満足度の把握

○社協が提供する福祉サービスについて、利用者の満足度を把握するためのアンケートを実施し、利用者の視点に立った効果的・効率的事業運営に努めます。

イ) 研修等による資質向上

○各種サービスに従事する職員の資質向上のため、研修会への参加等による人材育成の取組みを推進します。

ウ) 苦情解決体制の充実

○社協が提供する福祉サービスに関する苦情について、適切な対応を行うため体制を整えるとともに、苦情申し立てがしやすくなるよう、事業の趣旨や仕組みを広報誌等で周知するなど、環境づくりに努めます。

③介護保険事業及び障害福祉サービスの充実

○社協が提供する介護保険事業及び障害福祉サービス事業を継続して実施するとともに、他の在宅福祉サービスとの連携強化による効果的な事業展開を図ります。

④インフォーマルサービスへの支援

○住民参加による地域福祉活動、ボランティア団体、NPO等民間が提供するインフォーマルサービスについて、地域の実情を踏まえたうえで必要な支援を行います。

○地域のインフォーマルサービスとの情報共有や連携を図り、地域の包括的なサービス提供を進めます。

(4) 生活困窮世帯支援・孤立対策等の推進

■ 町の取り組み ■

①生活保護制度の適正実施 【推進主体：こども課】

- 生活困窮世帯への経済的な支援を行い、生活の安定を図るために、県と連携した生活保護制度の適正な運用を推進します。
- 生活保護受給者の自立に向け、県のケースワーカーとの連携のもとで必要な相談支援を行います。

②低所得者への支援の推進 【推進主体：こども課、保健福祉課、教育総務課、国保年金課】

- 低所得世帯に対し保健・福祉・医療等のサービス利用及び教育・保育機会の確保が図られるよう、各種制度に基づく利用者負担の軽減や減免について周知を図り、安心して適正に利用できるよう支援します。また、生活安定のための福祉資金の貸付についても周知を図ります。

③生活困窮世帯への自立支援の推進 【推進主体：こども課】

- 生活困窮世帯の自立支援を図るため、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援や就労準備支援などについて、パーソナルサポートセンター南部と連携を取りながら進めます。

④子どもの孤立（貧困）対策の推進 【推進主体：こども課、教育総務課】

ア)「子ども元気ROOM」の充実 【推進主体：こども課】

- 貧困の連鎖を防止するため、「子ども元気ROOM」を設置し、子どもの生活支援や学習支援、孤立対策を図ると共に、親の支援も行い、自立へとつなげていきます。
- 元気ROOMの支援員である「子ども元気支援員」の資質向上を図るため、研修参加や支援員同士及び他市町村との情報共有などに努めます。
- 保育士や助産師と連携しながら、「家庭訪問型子育て支援事業」を展開し、専門的な助言・指導による産前産後からの切れ目ない支援を図ります。

イ)児童館を活用した居場所づくり 【推進主体：こども課】

- 町内の4つの児童館を活用し、関係機関やボランティア等と連携しながら、子どもの孤立対策を図ります。
- 既存の人的ネットワーク(人材)も活用した連携により、保護者の学び支援や気軽な相談等の機会を提供するなど、保護者への支援策を推進します。

ウ)「家庭訪問型子育て支援事業」の実施検討 【推進主体：こども課】

- 孤立しがちな子育て家庭に寄り添い、子育ての負担感や孤独感を解消するため、「訪問型子育て支援事業」の実施を検討し、育児不安に対する「傾聴」や、保護者とボランティアと一緒に育児を行う「協働」といった支援展開を目指します。

エ)就学支援認定者への学習支援の推進 【推進主体：教育総務課、こども課】

- 貧困の連鎖を防止するために、県や関係課との連携により、就学支援認定者(準要保護児童)への学習支援を行います。

⑤自殺予防対策の推進 【推進主体：保健福祉課、企画財政課】

- 自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、生活困窮、過労、育児疲れ、いじめ、孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。本町の実情に合わせた「自殺対策計画」を策定し、関係機関が連携して「誰も自殺に追い込まれることのない町の実現」を目指します。
- 自殺予防に関するポスター掲示等による啓発を行うほか、相談窓口の周知を行います。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①低所得世帯に対する支援

- 経済不況が続く中、失業、疾病、低収入等生活不安を抱える世帯は増加しており、要援護世帯の生活を支えるセーフティネットとしての貸付事業を実施、相談から貸付まで迅速に対応し安心して日常生活を維持・改善できるよう支援します。
- 町内の低所得世帯の方が、あたたかい気持ちで新年を迎えることができるよう、住民に募金を呼びかけ、区長・自治会長、民生委員・児童委員の協力を得て対象世帯に激励金を支給します。

②生活困窮者の自立支援の推進

- 生活困窮世帯は複雑な課題を抱えている場合が多く、個人の事情・状況を受け止め、求人情報の提供や職業訓練の情報提供等の就労支援や家計管理の支援、他継続的・総合的に相談対応し、生活の更生に向けた支援に努めます。

③子ども等貧困対策支援事業の推進

- 子どもへの支援をとおしてその世帯が抱える問題の解決を図るため、引き続き子ども等貧困対策支援事業を実施し、課題を抱える世帯を地域で見守り、支援する体制の充実強化を図ります。

(5) 権利擁護の充実

■ 町の取り組み ■

①権利擁護のための制度等の利用支援 【推進主体：保健福祉課】

ア) 成年後見制度の周知・広報、利用促進 【推進主体：保健福祉課】

○認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない人の権利を守るために、財産管理や身上監護を本人に代わって行う成年後見制度について周知を図り、必要に応じて利用を促します。

イ) 成年後見制度利用支援事業 【推進主体：保健福祉課】

○成年後見制度の利用において、申立て人がいない場合や成年後見人等への報酬費の支払いが困難な場合等においては、「成年後見制度利用支援事業」による利用支援を行います。

ウ) 日常生活自立支援事業、金銭管理支援事業等の周知広報 【推進主体：保健福祉課】

○社会福祉協議会が窓口となって提供される「日常生活自立支援事業」、「日常的な金銭管理支援事業」について連携を取り情報提供を行います。

②権利擁護に係る体制・ネットワークづくり推進 【推進主体：保健福祉課】

○成年後見制度等の利用や権利擁護に関するネットワークを構築するための中核機関の設置・運営について検討し進めていきます。中核機関の設置については、既存の会議体の活用も含めて検討します。

○権利擁護や財産管理等についての相談・金銭管理支援・成年後見などを行う「権利擁護センター」の設置を検討し進めていきます。

③「地域共生社会」についての啓発、広報の推進 【推進主体：保健福祉課】

○障がい者や認知症に対する理解、障がい者の差別解消、合理的配慮などの啓発広報に努め、すべての人が地域において支え合いながら共に生きる「共生社会」の啓発を行います。

○庁内においても共生社会の視点を各課職員に周知、研修等を行い、意識向上を図ります。

④虐待等防止対策の推進 【推進主体：保健福祉課、こども課、企画財政課】

ア) 虐待やDV等の防止及び早期発見・早期対応に関する地域への啓発広報 【推進主体：保健福祉課、こども課、企画財政課】

○高齢者、障がい者、児童への虐待及びDVの早期発見・早期対応を図るために、住民への虐待に関する知識の普及啓発を図るとともに、虐待等に関する相談窓口や通告義務について周知を図ります。

イ) 南風原町要保護児童等対策推進協議会による対応充実 【推進主体：保健福祉課、こども課、企画財政課】

○被虐待者及びDV被害者の保護並びに養護者等への適切な支援等について、迅速かつ的確に対応していけるよう、「南風原町要保護児童等対策地域協議会」において警察や学校、福祉保健所、児童相談所、福祉施設及びその他関係機関等との密接な連携を図り、組織的に対応していきます。

り「子ども家庭総合支援拠点」による子どもの虐待対策の強化 【推進主体：こども課】

○子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援し、虐待防止を図るため、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①金銭管理等日常生活の支援

○判断能力が低下した住民や日常生活に不安を抱えている方等が安心して在宅生活が継続できるよう「日常的金銭管理支援事業」等による支援を行います。

②日常生活自立支援事業の実施

○認知症や知的障害等で判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・重要書類等の預かり・保管などの支援を行い、権利擁護を図る「日常生活自立支援事業」について、事業の周知広報及び実施体制の充実を図ります。

③法人成年後見の実施検討

○判断能力が不自由になったときに、法律面や生活面で支援する成年後見制度について、法人としての成年後見の実施を検討します。

④地域共生社会についての啓発・広報の推進

○障がい者や認知症に対する理解、障がい者の差別解消、合理的配慮、インクルーシブ教育などの啓発広報に努め、すべての人が地域において支え合いながら共に生きる「共生社会」の啓発を行います。

基本目標3 安全・安心な人にやさしいまちづくり

(1) 地域における防犯対策の推進

■ 町の取り組み ■

①防犯に関する情報提供・地域防犯の啓発 【推進主体：総務課、学校教育課】

- 関係機関と連携し、犯罪や消費者被害、詐欺被害に関する情報を把握し、被害防止の方法を含めた地域への情報提供を行います。
- 消費者被害、詐欺被害に関しては相談窓口の周知を図るとともに、警察や県民生活センター等の関係機関と連携した必要な支援を行います。
- 子どもを犯罪から守るために、警察と学校、家庭、地域が連携して、幼児・児童・生徒が犯罪を回避できる能力を身につけるための教育・指導の充実に取り組みます。
- 学校安全マップを作成し、子どもたちへの危険箇所の周知を図ります。
- 防犯意識の普及啓発に努め、地域の一人ひとりが防犯の意識を持ち、地域のつながりによる安全・安心なまちづくりを目指します。

②防犯パトロール等の充実 【推進主体：学校教育課、総務課】

- 老人クラブをはじめ、地域や関係団体等による、通園・通学路、子どもの居場所となる公園などのパトロール活動を支援します。
- 青少年が事件・事故に巻き込まれないよう、地域や関係機関が連携した夜間パトロールを実施します。
- 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害図書や有害サイトなどの社会環境から、青少年を保護する取り組みを進めます。

③高齢者や障がい者が遭う危険性の高い犯罪への対策 【推進主体：保健福祉課】

- 振り込め詐欺や架空請求など、高齢者や障がい者が犯罪に巻き込まれることがないように、関係団体、サービス事業者等による犯罪回避のための指導・啓発を促します。
- 高齢者、障がい者について、一人暮らしや日中一人になることが多い世帯については、必要に応じて近隣住民や民生委員等による、防犯のための様子の確認や注意を促していけるよう呼びかけます。

④防犯灯の整備推進 【推進主体：まちづくり振興課】

- 夜間における犯罪を抑制するため、自治会と連携した住宅地の防犯灯の整備を進めます。

⑤通報システムの普及推進 【推進主体：保健福祉課】

- 耳や言葉が不自由な方への事件・事故に関する通報について、警察と連携し、「FAX110番」や「メール110番」といった通報システムの周知と活用の普及を図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①子どもを守るネットワークづくり

- 南風原町老人クラブ連合会等による子どもの登下校時を見守るパトロール活動と連携を密にするとともに、支援をとおして子どもを見守るネットワークづくりを推進します。

②消費者被害への対応の充実

- 社会福祉協議会が実施する在宅介護支援センター事業やコミュニティソーシャルワーカーの活動をとおして、悪徳商法や「オレオレ詐欺」等についての住民への注意喚起を行うとともに「ふれあい福祉相談事業」や消費者相談等との連携を密にし、問題解決に取り組みます。
- 相談員の専門的知識を深めるための研修等の実施・研修参加などにより、消費者被害に関する対応力の強化を図ります。

(2) 地域における防災対策の推進

■ 町の取り組み ■

①防災意識の普及啓発 【推進主体：総務課】

- 災害を防止し、または災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために、ハザードマップ、防災・減災お役立てマップ帳等を活用した住民への防災知識の普及啓発を進めます。
- 転入手続きの際に、転入者へのハザードマップや、防災・減災お役立てマップ帳の配布を行います。
- 大規模災害の際には、公助による防災・減災対策とともに、地域コミュニティ等における共助が災害対策に重要な役割を果たすため、地域共助による防災対策について啓発を行います。

②自主防災組織の結成や強化の推進 【推進主体：総務課】

- 地域の防災組織である「自主防災組織」の結成を促進するとともに、自主防災組織の強化のため、人材育成や食糧備蓄の充実を支援します。

③避難行動要支援者の支援体制の構築 【推進主体：保健福祉課、総務課】

- 町の「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、災害時に一人では避難することが困難な障がい者や高齢者等の避難行動要支援者の把握を行い、名簿登録を進めます。
- 避難行動要支援者一人ひとりの避難方法や避難経路、避難支援する者等について具体的な方法を示した「個別支援計画」の作成を進めます。
- 警察や消防及び地域の関係機関・関係団体が避難行動要支援者の情報を共有するとともに、地域との連携を図り、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導體制の構築並びに避難場所での健康管理、その他必要な救護・救済の体制を構築します。

④緊急情報伝達手段の充実 【推進主体：総務課】

- 誰もが災害に関する情報を速やかに入手できるよう、個人の特性にも配慮した無線やFAX、パソコン、携帯電話等多様な情報伝達手段の充実に取り組みます。

⑤福祉避難所の確保 【推進主体：総務課、保健福祉課、こども課】

- 支援を必要とする高齢者や障がい者、子育て家庭等の災害時の避難場所を確保するため、町内の福祉施設や医療機関等との連携により、福祉避難所の確保を図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①災害ボランティアセンター機能の充実

○社協が設置・運営する「災害ボランティアセンター」の機能充実を図り、大規模災害が発生した際、災害ボランティアを各地域ニーズに対応したボランティア活動につなぐ総合調整を行います。

②実践的な防災訓練の実施

○日頃から行政、字・自治会、関係機関と連携し、実践的な防災訓練を実施し社協の果たす役割を確認していきます。

③災害時対応マニュアルの充実

○防災訓練での実践や全国の災害時対応事例等の踏まえながら、必要に応じて「社協災害時対応マニュアル」の修正を行います。

④日頃からの見守りネットワーク体制づくりの推進

○災害時に特に配慮が必要となる方(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等)について、日頃から行政、字・自治会、関係機関等と連携を図り、見守りネットワーク体制づくりを推進します。

⑤避難行動要支援者の把握と個別計画作成の支援

○町で把握している避難行動要支援者の情報を共有し、各避難行動要支援者が避難するための「個別計画」の作成支援を行います。

(3) 移動・交通環境の充実

■ 町の取り組み ■

①移動支援の推進 【推進主体：保健福祉課】

○高齢者外出支援サービス事業、障がい者の移動支援事業(日常生活支援、社会参加支援のためのヘルパー派遣)を引続き推進するとともに、新たなニーズ把握に努め、ニーズに基づいた事業を検討します。

②地域共助による移動手段の確保 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○交通弱者(年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者、低所得者等)の移動手段を確保し、社会参加の機会増を図るため、地域住民の支え合いによる移動支援について検討します。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①高齢者外出支援サービス事業の充実

(高齢者外出支援サービス事業)

○行政と連携を密にし、高齢者外出支援サービス事業を引き続き実施し、車いす利用者の通院移動の支援を行います。また、より多くの高齢者の社会参加機会づくりに寄与するため、利用要件の緩和について検討します。

○一般高齢者介護予防通所事業(ミニデイサービス)及び高齢者サロン参加促進のため、参加に送迎が必要な方の支援を行います。

②地域共助による移動手段の確保

○地域住民の支え合いによる移動手段の確保を検討するため、地域ニーズの把握とニーズに基づいた事業展開を図ります。

第4章 計画の推進のために

1 計画推進の視点

(1) 地域住民等の参加による地域の福祉力向上の視点

福祉は限られた人に必要とされるものではなく、加齢や心身の状態の変化、生活環境の変化などで誰でも支援を必要とする立場になる可能性があります。地域住民一人ひとりが、隣近所のことを「我が事」と受け止め、支え合いの輪が広がっていく「小さな福祉の力」が、身近な地域には必要となっています。

地域のつながり・支え合いによる、安心できる住みよい地域を築いていくために、地域住民のほか、自治会や各種団体、ボランティア団体、NPO、サービス事業者、町内企業、町内社会福祉法人を含めた「地域住民等」が参加し、連携・協力するなど、地域の福祉力向上の視点を重視します。

(2) 人権尊重と「共生社会」～共に生きる地域づくりの視点～

地域生活においては、「一人ひとりの人権を最大限尊重する」ことが大切であり、年齢の違いや障がいの有無、生活困窮などに関わらず、共に生きる「共生社会の実現」の視点を重視します。また、人権問題をはじめ、虐待やDVなどの権利侵害に対して、権利を擁護する取り組みを推進するとともに、子どもの頃からの福祉教育を推進するなど、人権尊重の視点を重視します。

(3) 包括的な支援と利用者本位のサービス提供の視点

法制度や保健福祉サービスが多岐にわたり、複雑化する中で、支援を必要とする人の状況も多様化しています。さらに、世帯の中にいくつもの困りごとを抱えている場合もあり、相談や支援を包括的に行う必要性が増えてきています。

相談機関やサービス提供者等のネットワーク化を促進し、包括的支援の視点を重視するとともに、「自己決定により自らの人生を切り拓き自己実現を図っていく」という利用者の持っている力を引き出す援助(エンパワーメント)を重視するなど、利用者本位のサービス提供の視点も重視します。

2 計画の普及・啓発

地域福祉の推進は行政と地域が協働して進めるものであることから、地域に対し、地域福祉への理解を深め、参画する機運を高めていくために、本計画書をホームページで公開します。また、計画の概要版を作成し、全世帯に配布するほか、様々な機会を通して、地域福祉推進の趣旨や本計画の方向性、取り組みについて周知を図り、理解と参画を促していきます。

3 協働による計画の推進

本計画を推進していくにあたっては、地域住民をはじめ、地域の関係機関・団体、サービス事業者等が地域福祉を担う主体として互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画の推進を図ることが重要となります。

(1) 行政の役割

行政は、地域の福祉の向上を目指して、本町の福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。そのため、公的サービスの充実を図るとともに、地域福祉推進の方向性を明らかにし、地域住民や地域の関係機関・団体、サービス提供事業者等地域の様々な主体と相互に連携・協力を図りながら、地域の福祉力を高めていきます。とりわけ、社会福祉協議会については、地域福祉推進の中核となる民間組織であることから、より密接な連携と事業・活動への必要な支援を行います。また、保健・医療・福祉分野と教育、交通等の生活関連分野との連携を図るために、庁内連携体制を強化していきます。

(2) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供する活動にも取り組んでいますが、地域福祉推進の中核となる存在として、地域の福祉ニーズの把握と住民福祉活動の推進を担うほか、関係団体、サービス事業者、行政等地域の様々な主体をつなぐコーディネート役としての機能、地域の社会資源の発掘と活用、福祉活動の企画・実施等の役割を担います。

(3) 住民の役割

住民は、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であることの自覚を持つことが大切です。そのため、あいさつや声かけなどで互いに顔の見える関係づくりを心がけ、地域で困っている人を気かけるとともに、自治会への加入や地域活動、地域福祉活動への参加など、主体的に地域福祉の推進に参画する役割を担います。

（４）関係団体等の役割

自治会、老人クラブ、子ども会、青年会、女性会等の地域組織並びに町内の福祉関係団体、NPO、一般事業所等の様々な主体は、それぞれの特徴を活かしながら地域福祉に貢献する活動を推進する役割を担います。特に、公的支援のみでは対応が難しい福祉課題については、各団体間の連携及び町や関係機関等との連携を意識し、協働して課題解決に取り組みます。

（５）福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供・公開などを進めるとともに、施設の開放、関係機関・団体及び住民福祉活動との連携を図るなど、積極的に地域福祉の推進に参画する役割を担います。

4 計画の進行管理

（１）事務局評価の実施

本計画の評価・進行管理を行うために、本計画の取り組むべき施策・事業の進捗状況や成果等を把握し、事務局評価（自己評価）を行います。

（２）計画の進行管理・評価への住民参加

本計画の策定や推進においては、住民参加が大前提となっており、計画の評価においても、住民参加を図る必要があります。そのため、住民ワークショップの開催や地域福祉懇談会の活用などを通して、計画の進捗状況や成果等に対する住民の意見・提言を伺い、とりまとめていきます。

（３）地域福祉推進計画評価委員会による評価（第三者評価）

事務局評価と住民の意見・提言を踏まえた上で、総合的に計画の進行管理と評価を行うために、「地域福祉推進計画評価委員会」による毎年度点検・評価を行います。

【資料編】

用語の解説

あ行

アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。訪問支援。

インクルーシブ教育

障害のある子どもを含むすべての子どもが共に学ぶ仕組み。

インフォーマルサービス

家族、近隣、ボランティアなどによる制度化されていない支援のことをいう。

か行

基幹相談センター

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行うことにより、現在の相談支援体制の強化を図ることを目的としている。

具体的な役割としては、総合的な相談や専門的な相談支援を行うほか、支援困難なケースへの対応、地域の相談支援事業所間の調整、障がい者に対する虐待防止や権利擁護、地域移行・地域定着に関して、入所施設や精神科医療機関への働きかけ、地域の受け入れ体制の整備に係るコーディネートなどがある。

権利擁護

疾病や障がいのため、自らの権利や介護、援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある方の人権侵害(虐待や財産侵害など)を防ぐこと。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

子育てサロン

地域の公民館、集会所などを活動拠点として、子育て中の親子同士が身近な地域で気軽に交流し、情報交換ができる場。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において支援を必要とする住民に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を大切にした支援を行う相談員。本町には各小学校区に2名・合計8名が配置されている。

さ行

社会福祉協議会

社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、社会福祉法人として中立性・公共性が高く、民間組織として地域福祉活動を行う組織。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている。平成28年(2016)4月施行。

小地域福祉ネットワーク活動

市・自治会を単位に地域の住民が主体となって、地域で気になる高齢者や障害者、子育て世帯を見守り、支えあう活動。

情報バリアフリー

ここでは「情報アクセシビリティ」を表している。（アクセシビリティとは、情報システムの利用しやすさを表す言葉。）

アクセシビリティという単語が一般的でないのでより分かりやすい表現とした。

スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が学校や日常生活での悩み(いじめ、不登校、非行、生活困窮)などについて、家族や友人、学校、地域のほか、医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して問題解決に導く支援を行う。

セーフティネット

安全網のこと。社会福祉関係では、障がいや病気、介護、失業等の際にも、生活を損なわずにその安定を図る社会保障などが該当する。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が低下した方々の財産管理や契約行為等をサポートする制度。本人の状態にあわせて「後見」「保佐」「補助」に分類し、本人を保護する。

成年後見人

成年後見制度において、定められる後見人のうち、親族以外の社会福祉協議会などの福祉機関あるいは弁護士、司法書士などの法律職種等、第三者の後見人のこと。

た行

特定健診

生活習慣病予防のために健康診査・保健指導を行う。40～74 歳の健康保険加入者(被扶養者を含む)を対象に、医療保険者(国保、協会健保、組合健保等)が実施する。

特別支援教育

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒がいるすべての学校で実施される教育。学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)、高機能自閉症等の発達障がいの子どもたちも対象とし、障がいによる学習や生活上の困難を克服するために、適切な指導や支援を行う。平成 19 年 4 月、学校教育法で位置づけられた。

な行

日常生活自立支援事業

認知症や知的障害等で判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・重要書類等の預かり・保管などの支援を行い、権利擁護を図る事業。

ノーマライゼーション

障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含まれる。

は行

バリアフリー

障がい者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという意味。もともとは、建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強いが、本計画では、障がい者の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的・心理的なすべての障壁(バリア)を除去するという意味で用いている。

避難行動要支援者

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障害者、難病患者などの災害弱者。2014 年(平成 26)4 月に施行された改正災害対策基本法で、避難行動要支援者の

避難を迅速・円滑に進め、命の危険から守る支援制度がスタートした。かつては「災害時要援護者」とよばれた。

福祉協力員

福祉協力員は社会福祉協議会会長が委嘱するボランティア(無償)で、民生委員・児童委員とともに、地域で困っている方の相談支援者として活動している。

ファミリーサポートセンター

「子育ての応援をしてほしい人(おねがい会員)」と「子育てのお手伝いできる人(サポート会員)」が会員登録し、相互援助による支えあい・たすけあいを行う会員組織。

プラットフォーム型

列車へ乗り降りする場所を示すことから、最近「土台・基盤」という意味合いで使用されるようになってきた。様々な人やグループ、企業、団体、機関が、組織や地域等の枠を超えて、参加したいときや必要なとき、それぞれ参画する仕組みをプラットフォーム型という。

ボランティアセンター

ボランティア活動を希望する方を登録し、ニーズにあわせて斡旋するとともに、ボランティア活動の振興をめざした各種養成講座や研修会の実施などに取り組む機関。

ま行

まちづくりサポートセンター

日々の生活の中で支援が必要な方(依頼会員)と支援ができる方(提供会員)が会員登録し、住民相互の支えあい・助けあいの活動を行うための機関。

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき各市町村に配置された民間奉仕者(無報酬のボランティア)。住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、また適切な支援やサービスへの「つなぎ役」の役割を果たしている。

わ行

「我が事・丸ごと」の地域づくり

- ・我が事＝隣近所の他人事を「我が事」と思って捉え行動する。
- ・丸ごと＝困りごと等について、縦割りではなく分野を超えて「丸ごと」捉え、総合的な相談や支援を行う。

